

子どもオンブズ・レポート 2016

2017(平成 29)年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 [平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

はじめに



子どもの問題の表れ方を、10年、20年という単位で見れば、それは時代の流れによって大きく変化してきたことに気づきます。たとえば、かつて学校が荒れていた時代、子どもの問題は社会の問題として表面化していました。しかし、いまは学校が表向き静かになって、問題は一部の子どもたちの生きづらさとして個別化しているように見えます。ここ数年はとくにその傾向が顕著です。では、その一部の子どもたちをのぞいて大多数の子どもが幸せに、また豊かに生きているのかというと、残念ながら、そうは言えません。

近ごろ「子どもにやさしい街づくり」というスローガンをよく聞きます。これは子どもの問題を社会の問題として見つめ直そうとする大事な視点です。ただ、「子どもにやさしい」とはどういうことなのかを考えはじめると、これが一筋縄ではいきません。逆に、いまは「子どもにやさしくない」時代だと言えば、家庭での児童虐待にせよ、学校でのいじめ自死にせよ、子どもの貧困にせよ、なるほどそうだねと、すぐに納得してしまいそうになる出来事が身の回りにいくつもあって、それを個別の問題として対処しようとする方策はあれこれ立てられています。しかし、その個々の子どもの生きづらさの背後には、かならず家庭、学校をつつむ社会的に大きな問題が潜んでいます。だからこそ、生きづらさを抱えた個々の子どもたちへの対処と合わせて、これを社会の問題として取り上げていく視点が必要なのだと、あらためて思います。

川西市子どもの人権オンブズパーソンでも、その条例第1条に「一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保する」とあるように、子どもへの相談・救済の機関として、個々に問題解決をはかる機能を果たすことが求められていて、子どもたちの生きづらさを一つ一つほぐしていくという仕事は、分かりやすく、それだけやりがいを実感しやすいのですが、その一方で、同じく第1条冒頭には、社会全体の問題として、「すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務である」と明記されていますし、「次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し」なければならないとも書かれています。オンブズパーソンは、個々の子どもの生きづらさにていねいに付き合い、その解決をはかるだけでなく、「子どもにやさしい社会」をどのように実現するかという大きな課題を背負っているのです。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例が制定されたのが1998（平成10）年12月22日ですから、来年には20周年を迎えます。十年一昔とすれば、すでに二昔をまたいだ勘定になります。では、この長い時間を経て、その精神がそれだけ十分に満たされるようになってきたかということ、まだまだの感を否めません。いや、この20年で、子どもたちにとってはさらに生きづらい時代になっているとすら思えます。つぎつぎと表に浮き上がってくる問題に付き合いつづけながら、その背後に潜む問題の根にどのように迫っていけばよいかを考える場として、これからオンブズパーソンに課せられた役割はますます大きくなるものと覚悟しておかなければなりません。

どうぞ、これからも皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

2017（平成29）年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男

目次

はじめに	川西市子どもの人権オンブズパーソン 代表 浜田 寿美男
I 保育現場における苦情解決制度等を考える ----- 4	
～声をあげにくい子どもの権利の保障のために～	オンブズパーソン 吉川 法生
II 子どもの人権オンブズパーソン制度について -----10	
子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨	
オンブズパーソンの制度運営について	
個別救済・制度改善等までの主な流れ	
川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ	
III オンブズパーソンの相談・調整活動 -----16	
2016年次の相談状況	
相談者の内訳	
相談内容	
人と人をつなぐ「調整活動」	
相談・調整活動の実際	
相談員コラム	
IV オンブズパーソンの調査活動 -----36	
2016年次の調査状況	
2016年次に扱った調査案件のあらまし	
V オンブズパーソンの広報・啓発活動 -----42	
子どもへの広報・啓発	
おとなへの広報・啓発	
制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流	
VI オンブズパーソンの会議と情報公開 -----52	
「オンブズパーソン会議」の開催状況	
個々の案件に関する「研究協議」の開催状況	
情報公開の対応	
VII オンブズパーソンからのメッセージ -----56	
いま、子どもたちに必要な環境とは ～この時代の難しさのなかで～	代表オンブズパーソン 浜田 寿美男
子どもの“人権”をさがして	オンブズパーソン 堀家 由妃代
参 考 -----64	
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	
2016年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿	

I

保育現場における苦情解決制度等を考える

～声をあげにくい子どもの権利の保障のために～

オンブズパーソン 吉川 法生

保育現場における苦情解決制度等を考える

～声をあげにくい子どもの権利の保障のために～

オンブズパーソン 吉川 法生

川西市内の市立や私立の保育所、認定子ども園、小規模保育事業所（以下、「保育所等」といいます）に苦情解決という制度があることをご存知でしょうか。

川西市内のすべての保育所等にはこの苦情解決に関する制度は設けられていますが、ある保育所に通っていた園児の親御さんの相談から、私たちはこの制度が形骸化してしまっている保育所があることを知りました。そこで、今回、保育所等における苦情解決制度を検討し、さらに、学校等の教育現場において発生した諸問題を解決する制度について考えてみることにしました。



1 保育所等の苦情解決制度とは

この制度は、保育所等に通う子ども、親など家族からの苦情を受け付け、保育所等の中で適切な解決を図っていくためのもので、社会福祉法、児童福祉法等の法令に根拠をおきます。これら法令の規定を受けて、厚生労働省から、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組の指針について」と題する通知がなされています。川西市でも、川西市立保育所については、「川西市保育所苦情解決制度実施要綱」、「川西保育所苦情解決制度（苦情解決の手順）」が定められています。

厚生労働省の指針や川西市の苦情解決の手順による苦情解決の仕組みは、概ね、

- ① 利用者への周知
- ② 苦情の受付
- ③ 苦情受付の確認・報告
- ④ 苦情解決に向けての話し合い
- ⑤ 苦情解決の記録・報告
- ⑥ 解決結果の公表

となっています。そして、この苦情解決制度を担う立場にある者として、

- ① 苦情解決責任者－苦情解決の責任者
- ② 苦情受付担当者－利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるための職員
- ③ 第三者委員－苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する立場にあり、外部から選ばれる

という三者が設置されるようになっていきます。

こうしてみますと、この一連の手続の中で特徴的なことは、外部の者である「第三者委員」が置かれていることです。利用者は、直接、第三者委員に苦情の申し出をすることもできますし、苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告する

ことになっています。利用者または苦情解決責任者は必要により第三者委員に助言を求めたり、利用者と保育所等との話し合いに立会ってもらうことを要請することができます。そして、第三者委員は、利用者と事業者の間の話し合いに立会った場合、解決策の調整や助言を行うものとされています。

この苦情解決制度が設けられた趣旨は、

- ① 苦情への適切な対応がなされることで、よりよいサービスの提供につながるとともに、利用者個人の権利が擁護されること
- ② 手続的にも、社会性や客観性が確保されたルールに沿った解決を進めることで、苦情の密室性を防ぐこと
- ③ 事業者側も真摯に苦情の解決に取組み、円滑・円満な解決が図られることで、事業者の信頼や適正性が確保される

等とされています。したがって、苦情解決制度は、それが適切に運用されることで、利用者と事業者の信頼関係が築かれ、双方にとって有意義な手続となりえます。

もともと、第三者委員は保育所等の事業者が選任すること、第三者委員は解決策の調整や助言ができるにとどまり、最終的な苦情解決責任者は施設長等とされていることから、第三者性が十分保障されていないという問題点はあります。しかしながら、保育所等の内部の関係者ではなく第三者が手続に加わるということの意味は大きいと考えます。

苦情解決制度が制度として機能することは、保育所等の風通しをよくし、苦情を申立てた利用者のみならず、他の全ての利用者がより安心して保育所等を利用できるということにつながっていき、ひいては保育所等の信用を高めることにもなると思います。

2 苦情解決制度が機能するために

今回、私たちオンブズパーソンがこの苦情解決制度を考えるきっかけとなりましたのは、次のような事実があったことからでした。

川西市内のある私立保育所で、園児の親が保育士の園児に対する保育指導について保育所に苦情を申し入れました。しかし、園との話し合いの中で納得のいく対応が得られなかったと感じた親が、川西市の担当課に相談したところ、苦情解決制度の利用を薦められました。そこで、園児の親は、市の担当課から聞いたその保育所の第三者委員に申し入れを行ったのですが、第三者委員は自身が苦情解決制度の第三者委員となっていることの認識がありませんでした。

私たちオンブズパーソンは、この事実から苦情解決制度の問題点を認識する一方、この制度が機能することの重要性を訴える必要があると考えました。

それには、まず保育所等の事業者側が苦情解決制度の重要性を十分認識する必要があります。その上で、苦情解決制度がどういうもので、どういう手続で、どのように進んでいくかについて、利用者に十分わかってもらう必要があります。入所前の案内や説明会だけではなく、普段から施設内の掲示板に制度の仕組みを貼り出すなどしていれば、より利用者への周知が図られることとなります。また、内部の関係者が開扉しないような第三者委員宛の意見箱を保育所等内に設置したり、第三者委員による相談の日を設け、相談方法や場所を決めておくのもいいかもしれません。あるいは、第三者委員が保護者会などに参加することも考えられます。このような取組をすることが、利用者がより気軽に、そして安

心してこの制度を利用できることにつながります。その上で、実際の苦情の申立がなされた時、事業者・第三者委員・利用者等の関係者が苦情の解決に対して真摯に向き合うことが重要であると考えます。

この苦情解決制度がより適切に機能していくために、川西市としてもサポートできることがないかを考えてみました。

例えば、第三者委員の研修の場の設置、第三者委員が活動する上でのアドバイスを求めることのできるスーパーバイザーの配置、さらには、第三者委員が集まって、他の第三者委員の活動や報告を聞いて自らの活動の参考にしたり、活動上の悩みの相談ができる第三者委員のネットワーク作りなどが考えられます。

このように何らかの形で川西市も関与することも含め、私たちオンブズパーソンは、川西市内の保育所等で、この苦情解決制度が十分に機能することを望んでいます。

3 学校等における問題の解決機関

ところで、この苦情解決制度は、保育所等には法令にその根拠がありますが、学校や幼稚園（以下、「学校等」といいます）には、そのような規定もなく、したがって、制度もありません。しかし、保育所等の苦情解決制度の存在意義は、学校等にも妥当するものではないかと思えます。

すなわち、子どもたちが育ち、学ぶ場所で、何らかの疑問を持ったり、おかしいと感じることがあったとき、学校等の中に安心してそのことを話す窓口があって、親身になって話を聞いてくれる大人がいて、そして、自分たち自身が解決に向けて向き合っていく中で、適切な解決が図られるという仕組みがあったらいいのではと思います。もちろん、これまでも担任の先生や校長先生、園長先生などが対応する中で解決が得られてきたことも多かったでしょうし、まさにそれも教育の一環と言えるでしょう。しかし、こうしたことに加え、あるいは、そこで十分な解決が得られなかった場合のことを考えてみることは意味があると思えます。

苦情解決制度における第三者委員など第三者が関与する形で問題の解決に向けた仕組みをつくることができれば、問題が解決するとともに、学校等の風通しがよくなり、子どもや家族もより学校等を好きになり、教師もまた1人で全てをかかえ込むという負担を軽減することにもつながるように思えます。そして、そのことが、当該問題の解決にとどまらず、その後の指導などの改善や学校運営に反映していくはずです。

現在、学校等で以上のような制度が存在するわけではありませんが、学校等の外に目を向けてみますと、相談できる機関や、問題を解決するための手続や機関がいくつか存在しています。

まずは、この「川西市子どもの人権オンブズパーソン」があげられます。手前みそではありますが、この制度は子どもの人権救済等の機関としては全国で最初にできたもので、制度の運用が始まってこの3月で18年が経過しようとしています。学校等で問題が起きた場合、子どもや親からの相談や、場合によっては学校等からの相談により、オンブズパーソンや相談員が学校等との調整活動に入ったり、事案によっては勧告や意見表明を行うといったことをします。そして、オンブズパーソンには第三者としての独立性が与えられています。

しかし、身近にもっと手軽に利用できる制度もあつたらいいように思います。また、全国的に見ますと、子どもの相談や救済機関を設けている自治体の数は、現在のところ、約30にとどまっています。

また、全国的には数は限られていますが、教育委員会内に保護者が学校や学級のことなどで困っている場合に相談できる窓口を設けている自治体があります。

4 弁護士会における相談窓口やその他問題の解決機関等

私は大阪弁護士会というところに所属しているのですが、大阪弁護士会では、子どもの人権や学校問題に関わって、相談も含め、いくつかの取組が行われています。

① 子どもホットライン

現在は、毎週水曜日午後3時～5時・第2木曜日午後6時～8時にかけて、大阪弁護士会館内に設置された固定電話でその週の担当弁護士3名が電話による相談を受けています。

② スクールロイヤー

学校問題に精通した弁護士が、大阪府内の学校の校長や教師からの相談に応じ、助言等をします。相談の内容は、いじめ・不登校・保護者との関係などが多いようです。助言等を受けた校長・教師がそれを学校に持ち帰り、妥当な解決に至ることを目指しています。

③ 人権救済の申立

具体的な人権侵害の事実があつた場合、大阪弁護士会にある人権擁護委員会が救済の申立を受けて、事実関係を調査し、その結果によっては、人権を侵害したとされる機関に対し警告や勧告等を行います。

兵庫県弁護士会でも、子どもの権利委員会による「子どもの悩みごと相談」(電話、FAX、郵送の方法により実施しています。電話による受付時間は平日(月～金)午前9時～午後5時です)、人権擁護委員会による人権救済の申立手続があります。

他にも、公益社団法人民間総合調停センター(大阪弁護士会の場合。他の弁護士会では、「紛争解決センター」、「仲裁センター」、「示談あっせんセンター」などと呼ばれています)による和解あっせん・仲裁手続、裁判所の調停や訴訟手続なども、紛争解決の手続として存在しています。これらは、当事者間での解決が得られにくい状況で、法的救済が求められる場合などのための権利救済手続ということが予定されています。もっとも、和解あっせん手続や調停手続は、当事者が話し合うことで紛争の解決を図る手続です。

5 子どもの権利条約

実は、子どもの権利条約第12条には、その第1項に

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

という意見表明権が規定されています。しかし、この意見表明権は、意見を表明する機会

があるだけでは不十分で、それがきちんと受け止められて初めて意味をもつものです。そこで第12条第2項には、次のように規定されています。

このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

子どもの意見表明権を十全に保障するためには、それを受け止めるためのシステムが用意されていなければなりません。ここで取り上げた苦情解決制度等は、その一環だと言ってよいものだと考えます。

以上、保育所等における苦情解決制度、学校等における問題解決のための機関等について述べさせていただきました。

私たちオンブズパーソンといたしましては、まずは苦情解決制度が十分機能することを強く望んでいます。そして、川西市もそれをサポートすることを期待しています。さらには、学校等においても、教育委員会内に相談窓口を設置する、スクールロイヤーを導入する、苦情解決制度のような仕組みを学校等内に作るなど、子どもたちがいきいきと生きていけるための取組がなされることを期待しています。

全国に先がけて子どもの人権オンブズパーソンという世界に誇れる制度をつくったこの川西市で、これまでお話ししてきたようなことが実現することを願っています。

(きっかわ・のりお／弁護士)

Ⅱ

子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

オンブズパーソンの制度運営について

個別救済・制度改善等までの主な流れ

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ

Ⅱ 子どもの人権オンブズパーソン制度について

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む個々の子どものSOSを受けとめ、具体的な人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成10）年12月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

1980年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていました。他方、国際的な潮流として、1989（平成元）年11月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994（平成6）年4月に同条約を批准しました。これらの状況をふまえ、川西市教育委員会では1994（平成6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議を進めてきました。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成10）年12月の市議会にて全会一致で可決・制定されました。

○1995（平成7）年度

- ・ 4月、市教育委員会が「子どもの人権と教育 検討委員会」を設置。
- ・ 6月～7月、同検討委員会で「子どもの実感調査」（小6・中3対象）を実施。
「（過去1年ほどの間で）学校でいじめを受けた」……（小）36%（中）19%
このうち、約2%が「生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。
何度もいじめを受けている子どもほど、誰にも相談できず「一人でがまんする」と回答。
- ・ 10月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

○1997（平成9）年度

- ・ 5月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- ・ 9月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- ・ 10月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約1年を費やして条例案を策定。

○1998（平成10）年度

- ・ 11月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- ・ 12月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の附属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

○1999（平成11）年度

- ・ 4月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申立は6月より受付）。

条例の目的（条例第1条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

オンブズパーソンの職務（条例第6条）

＜個別救済＞

- ①子どもの人権侵害の救済に関すること。
- ②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

＜制度改善＞

- ③前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

オンブズパーソンの責務（条例第7条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

オンブズパーソンの制度運営について

人員体制

- ・ **オンブズパーソン**（地方自治法上の非常勤特別職）：3名
法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱します。
- ・ **調査相談専門員**（地方公務員法上の非常勤嘱託職員：通称 **相談員**）：4名
平日週4日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常的かつ継続的な活動に従事します。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整を担当します。
- ・ **調査相談専門員**（地方自治法上の専門委員：通称 **専門員**）：9名
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。
- ・ **事務局職員**（行政職）：1名
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

相談活動（第三章 参照）

- ・ 市内の18歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相談への入口を広く設定しています。
- ・ 電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の10時～18時です。そのほかの時間帯は、留守番電話やFAXで対応しています。
- ・ 初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもに会って話を聞いています。
- ・ 必要に応じて擁護・救済の申立てを受け、調査を実施すべく相談に応じます。
- ・ 電話相談、または事務局や相談室「子どもオンブズくらぶ」での面談により行います。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもあります。

調整活動（第三章 参照）

- ・ 相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことを目指します。

調査活動（第四章 参照）

- ・ 条例は、オンブズパーソンに、市の機関に対する調査権（条例第11条）、勧告及び意見表明権（条例第15条第1項及び第2項）を付与しています。
- ・ オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- ・ 市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第8条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第15条第3項）を課しています。

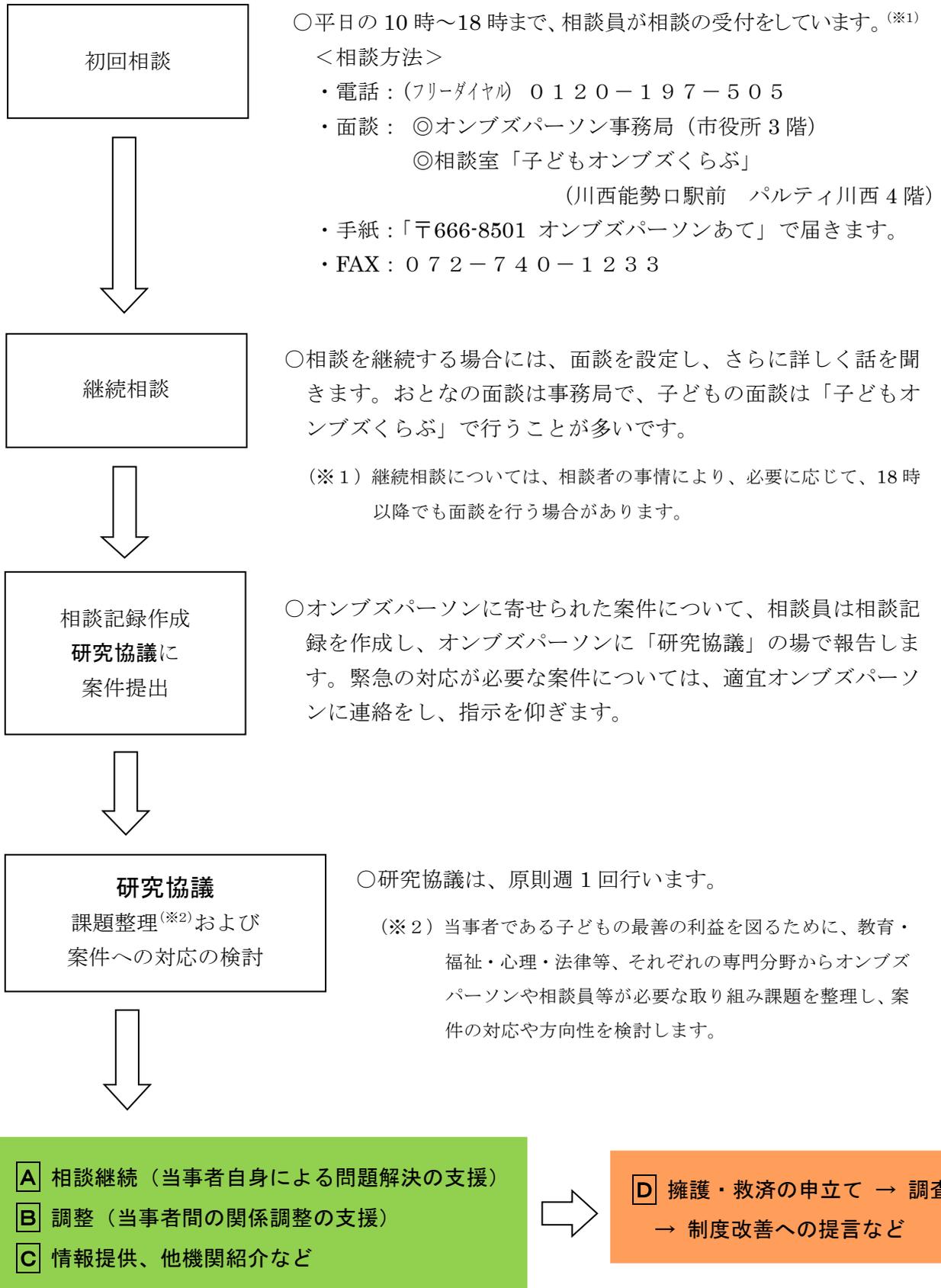
広報・啓発活動（第五章 参照）

- ・ 「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第6条第2号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- ・ 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第21条）としています。

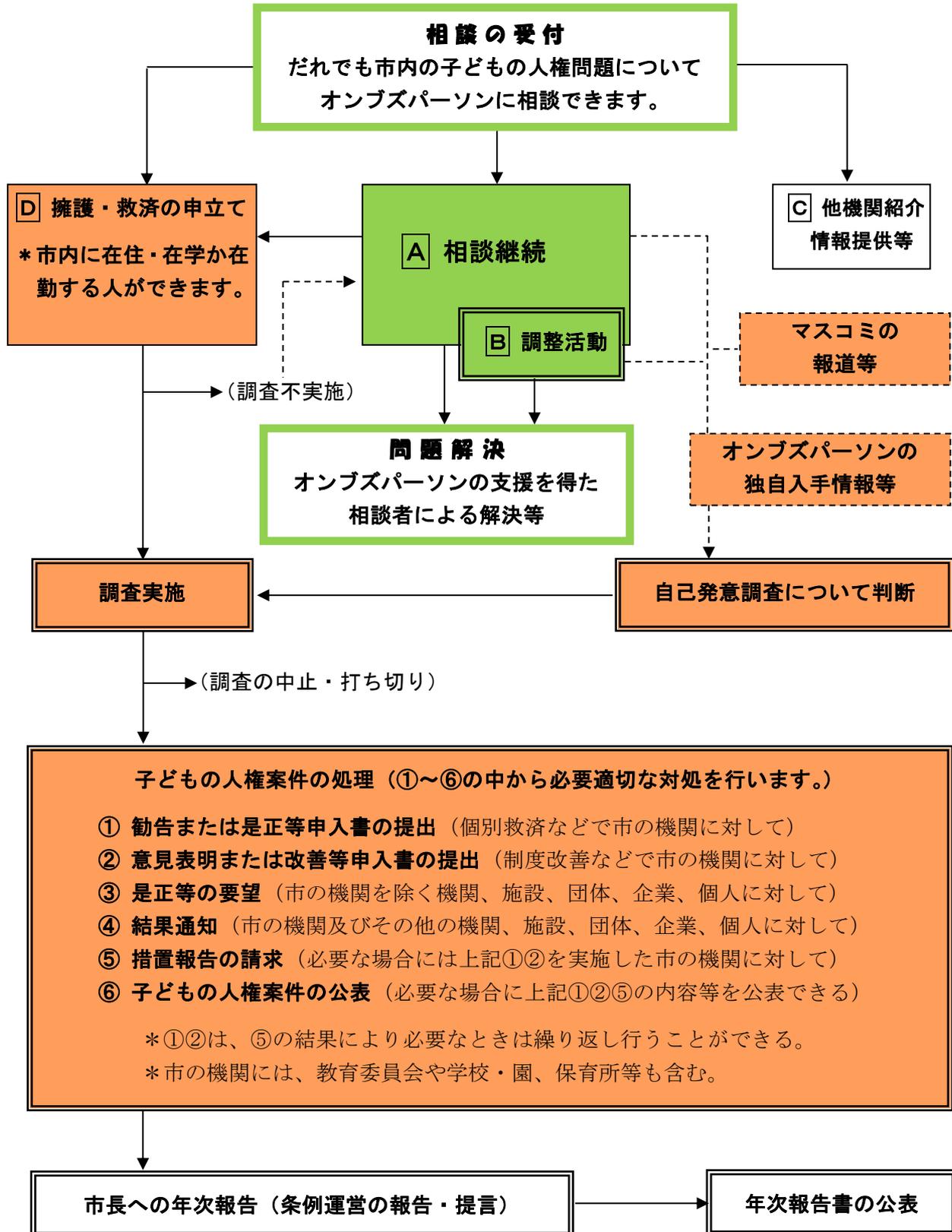
オンブズパーソン会議と研究協議（第六章 参照）

- ・ オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議」（原則公開）を開催し、重要事項はここで決定します。
- ・ 「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週1回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について、オンブズパーソンや相談員等が話し合います。

個別救済・制度改善等までの主な流れ



川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



* 図中の記号 **A** ~ **D** は、p.13 の記号に対応している。

Ⅲ

オンブズパーソンの相談・調整活動

2016 年次の相談状況

相談者の内訳

相談内容

人と人をつなぐ「調整活動」

相談・調整活動の実際

相談員コラム

Ⅲ オンブズパーソンの相談・調整活動

2016 年次の相談状況

2016 年次の年間ケース数¹は 75 件、うち新規ケースは 55 件、前年次からの継続ケースは 20 件でした。年間相談者数²は 126 人、うちケース会議などのためにオンブズから働きかけた人は 21 人でした。年間相談・調整回数³は 806 回でした。この中には、相談者の意向をふまえて学校・教育委員会（児童福祉所管も含む）や民間の福祉施設等の関係機関に働きかけて、調整活動に取り組んだものも含まれています。

月別にみると、ケース数にさほど大きな変動はありませんが、相談・調整回数は 5 月と 6 月が多くなっています。これは、複数の関係機関とのケース会議を行う必要のあるケースや、学校との、あるいは親子間の関係調整を複数回行う必要のあるケースが重なったためです（図Ⅲ-1）。

年間ケース数は昨年までに比べると減少していますが、このことは学校での問題がここ数年減少していることとも関係していると考えられます。一方で、家庭内の複雑な問題が絡むケースが多くなり、今年次の 1 ケースあたりの相談・調整回数は、平均 10 回以上と、過去 5 年間で最も多くなっています（図Ⅲ-2、表Ⅲ-1）。2016 年次は、関係調整に取り組む以前の段階で、問題解決にむけて長期間相談を継続し、子ども本人とじっくり面談を重ね、エンパワメントを促す必要のあるケースが複数ありました。また、近年は子どもを取り巻く問題状況が複雑になり、複数の関係機関とたびたび検討会議等の場を設けて連携する必要のあるケースが増えていることも、1 ケースあたりの相談・調整回数の増加につながっています。

相談・調整活動がやや少なくなった一方で、2016 年次は長期にわたる相談・調整活動をふまえて自己発意による調査活動に移行した案件がありました（第 I 章および第 IV 章参照）。この案件では、自己発意調査に至るまでに、子どもの権利侵害が疑われる状況の改善に向けて、関係機関の取組みを後押しするため、話し合いを重ねてきました。自己発意調査を開始してからも市の機関の取組みを後押しすることで、子どもの最善の利益を確保するための働きかけを続けています（これについては、相談・調整回数に含めていません）。

個別救済のプロセスの中で、関係機関と課題を共有しながら、必要な制度改善につなげていくことが重要と考えています。

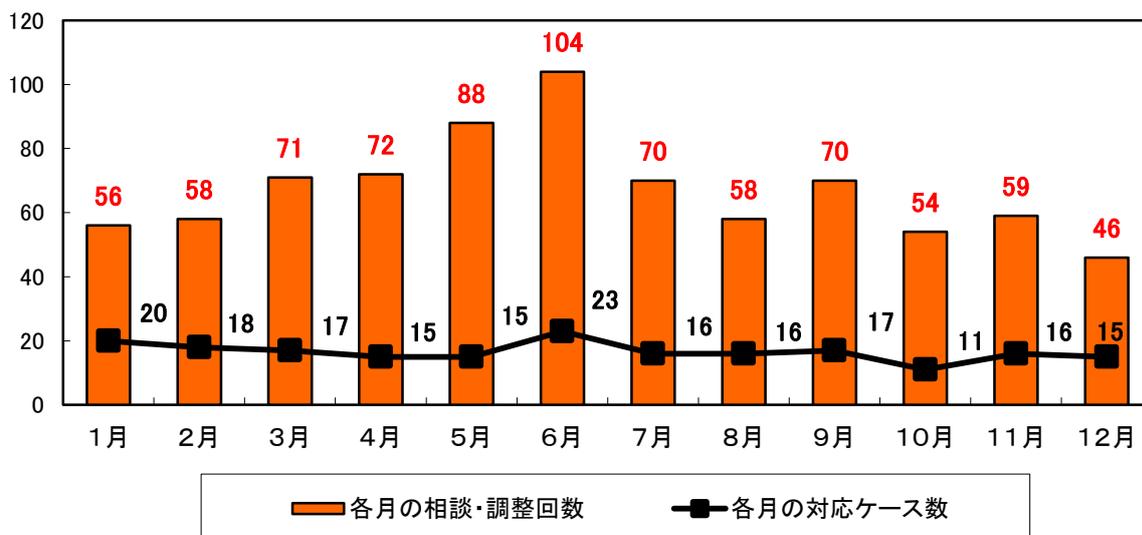
¹ 「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。その合計を年間ケース数とする。

² 「相談者数」とは、当該子どものケースに関わった相談者の数を表す。その合計を年間相談者数とする。

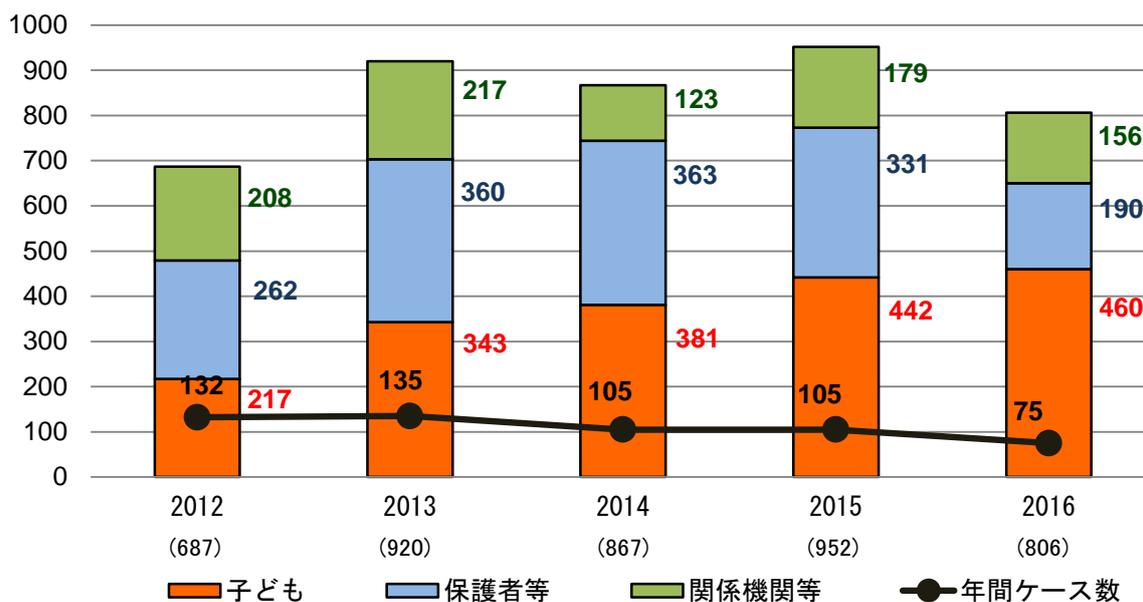
³ 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表す。全相談者の相談・調整回数の合計を年間相談・調整回数とする。

※たとえばある子どもについて、子ども本人と 5 回、保護者と 2 回、市教育委員会と 3 回面談をした場合、ケース数は 1 件、相談者数は 3 人、相談・調整回数は 10 回となる。

図Ⅲ-1 月別ケース数と相談・調整回数
年間ケース数：75件、年間相談・調整回数：806回



図Ⅲ-2 年間ケース数と年間相談・調整回数の推移（2012年～2016年）



表Ⅲ-1 1ケースあたりの相談・調整回数の推移（2012年～2016年）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
年間相談・調整回数	687	920	867	952	806
年間ケース数	132	135	105	105	75
1ケースあたりの相談・調整回数	5.20	6.81	8.26	9.07	10.75

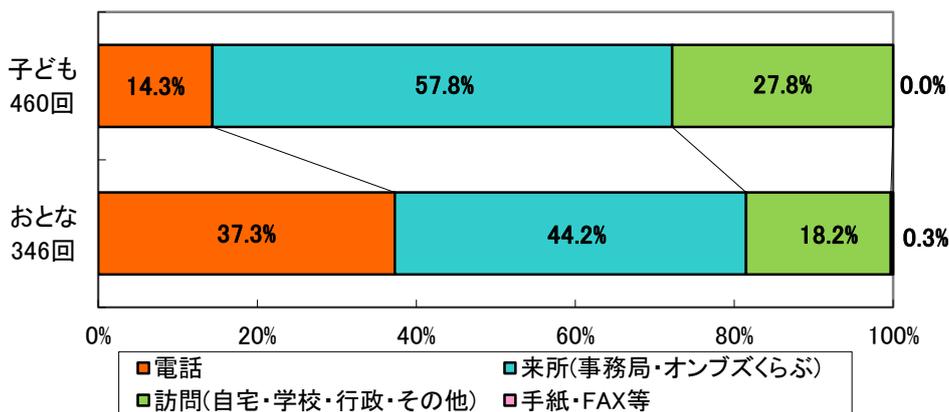
相談・調整活動の形態と所要時間

初回のオンブズへの相談方法は、新規ケース 55 件のうち電話が 45 件（おとな 29 件、子ども 16 件）、来所が 9 件（おとな 6 件、子ども 3 件）、手紙・FAX が 1 件（おとな 1 件）でした。オンブズへの初回の相談方法としては、親や親族等のおとなからの電話相談が多いことがわかります。

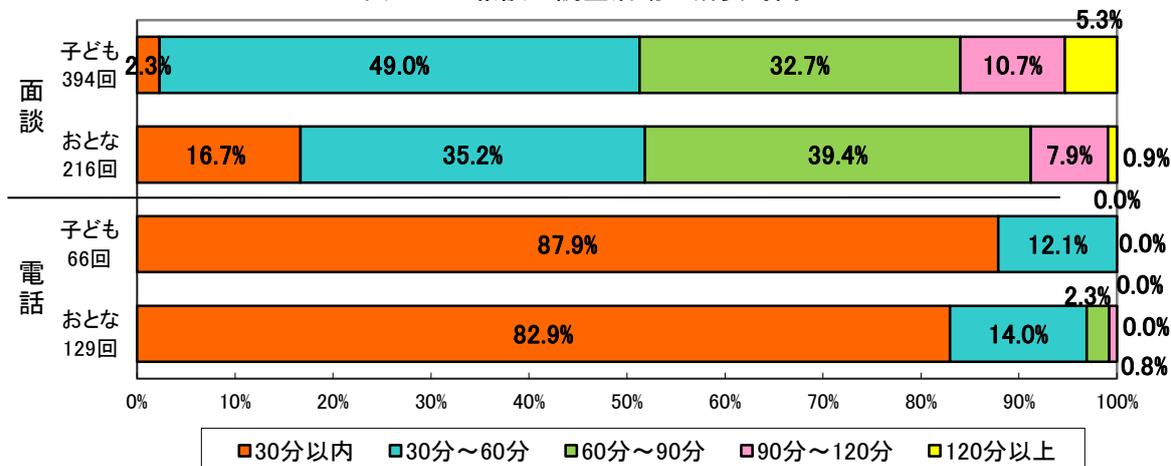
継続相談に移行していくと、おとな・子どもともに来所が多くなります。また、訪問については子どもは前年次 57 回（12.9%）でしたが、2016 年次は 128 回（27.8%）と大幅に増加しています。おとなでも、訪問が一定の割合を占めています（図Ⅲ-3）。これは、複数の関係機関との密な連携が必要なケースや、家庭訪問による面談を何度も重ねる必要のあったケースを反映しています。

所要時間を電話と面談（事務局、オンブズくらぶ、訪問含む）にわけてみた場合、子どもの面談では半数近くを 1 時間以上かけて行っています（図Ⅲ-4）。オンブズでは、初回がおとなからの相談であったとしても、なるべく子どもと直接出会い、じっくりと時間をかけて関係を築きながら、解決に向けて相談に取り組んでいます。

図Ⅲ-3 相談・調整活動の形態



図Ⅲ-4 相談・調整活動の所要時間



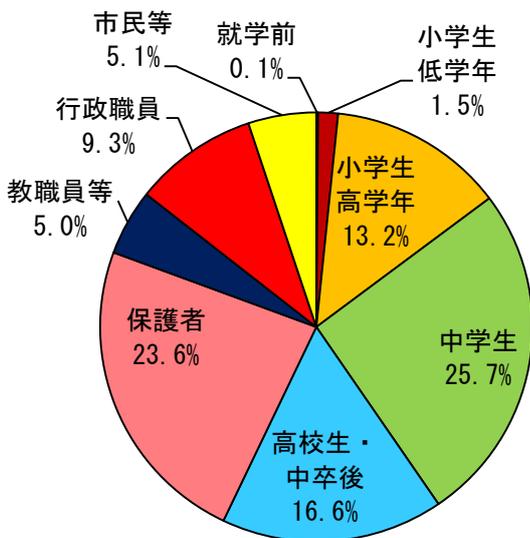
(注)手紙・FAX等は、省略。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

相談者の内訳

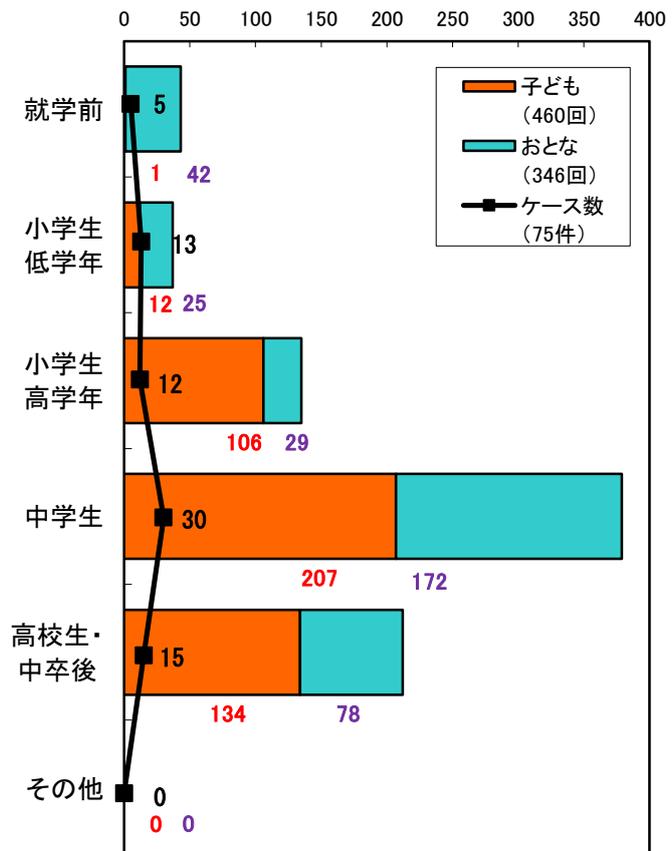
子どもの学齢別でみると、ケース数、相談・調整回数ともに中学生が最も多く、ついで高校生・中卒後が多くなっています。学齢があがるにつれ、家族間の葛藤が、学校生活や進路選択における困難として顕在化しているケースが少なくありません。おとなの相談・調整回数では、教職員等⁴、行政職員、市民等が一定の割合を占めています。このうち市民等には民間の福祉施設や民生・児童委員等も含まれています。こうした福祉分野の関係機関との連携は、子どもたちを取り巻く問題状況が複雑かつ深刻になってきている近年、その必要性が高まっているといえます（図Ⅲ-5）。

2016年次は、とくに高校生において、1ケースあたりの相談・調整回数が多くなっています。これは子どもが進路問題等に困難を抱えているものの、家庭で十分に受けとめてもらえないと感じているケースが複数あり、子どもとじっくりかかわった上で、関係機関との連携や関係調整に進む必要があったためです（図Ⅲ-6）。

図Ⅲ-5 相談・調整回数の内訳



図Ⅲ-6 子どもの学齢別ケース数及び相談・調整回数



⁴ 「教職員等」には、幼稚園教諭、保育士を含む。

相談内容

一 問題となっている事項及びその背景にある関係 一

相談・調整活動において問題となっている事項の内訳をみると、「家庭生活・家族関係」が最も多く（子ども 338 回、おとな 140 回）、ついで「不登校」（子ども 108 回、おとな 135 回）、「進路問題」（子ども 137 回、おとな 60 回）となっています（図Ⅲ-7）。不登校の状態が長く続くことで、進路選択が制約されることになったケース、もしくはいったん進学したものの、進学先になじむことができずに再度進路について考え直すケースなどがあり、子どもとしっかりやりとりを重ねる必要がありました。

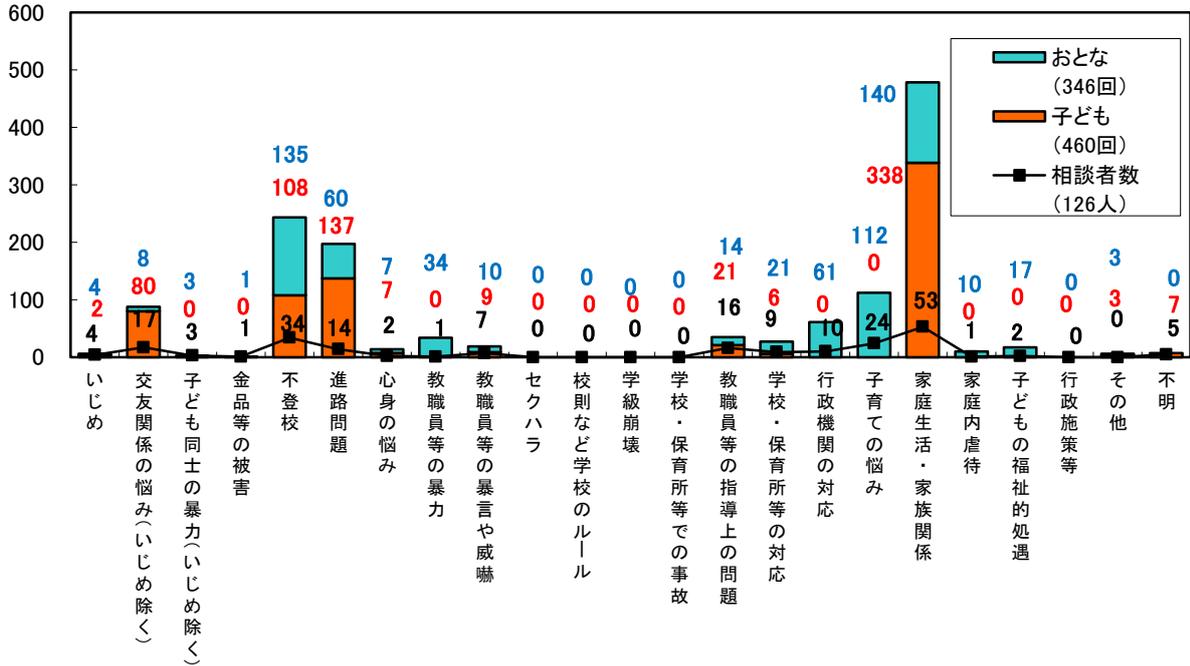
問題となっている事項のうち、過去 6 年間で年間相談・調整回数が多いものをみると、「家庭生活・家族関係」については 2011 年次は 23.7%でしたが、2016 年次には 59.3%と顕著に増加しています。「不登校」についてはこの間大きな変動はなく、常に 30%前後を占めています。反対に「いじめ」「学校・保育所等の対応」については減少しており、「教職員等の指導上の問題」も減少傾向にあります（図Ⅲ-8）。近年、全国的に学校での問題が見えにくい傾向にあるといわれていますが、学校で問題が潜在化しているぶん、子どもたちが問題を内にため込む傾向にあるのではないかと危惧されます。困難を抱え込むことが家族間の葛藤につながったり、あるいは家庭基盤の脆弱さから困りごとを家族間で話し合うことが難しかったりして、ますます内に閉じてしまうケースも少なくありません。そういったケースの場合、子どもとしっかり関係を築き、エンパワーすることに時間をかける必要があります。結果として、長期的な関わりを要することになります。また、家庭生活に困難を抱えているケースでは、複数の関係機関とのやり取りも必要となります。

問題となっている事項を子どもの学齢別にみると、中学生及び高校生・中卒後で「家庭生活・家族関係」（計 26 件）、「進路問題」（計 18 件）、「不登校」（計 14 件）が多くあげられています（表Ⅲ-2）。

これらの問題の背景にどのような関係があるかをみていくと、「子どもと保護者・家族の関係」がもっとも多く（69.3%）、ついで「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」（61.3%）、「子ども同士の関係」（41.3%）が多くなっています（表Ⅲ-3）。「家庭生活・家族関係」や「不登校」「進路問題」は重なり合って生じていることが多く、とくに「家庭生活・家族関係」は前面に出ているにしろ、背景にあるにしろ、多くのケースで問題となっています。学校生活や進路選択において困難を感じているものの、家庭基盤が不安定なために悩みを十分に受けとめられず、ますます問題が大きくなってしまいうケースも複数みられました。

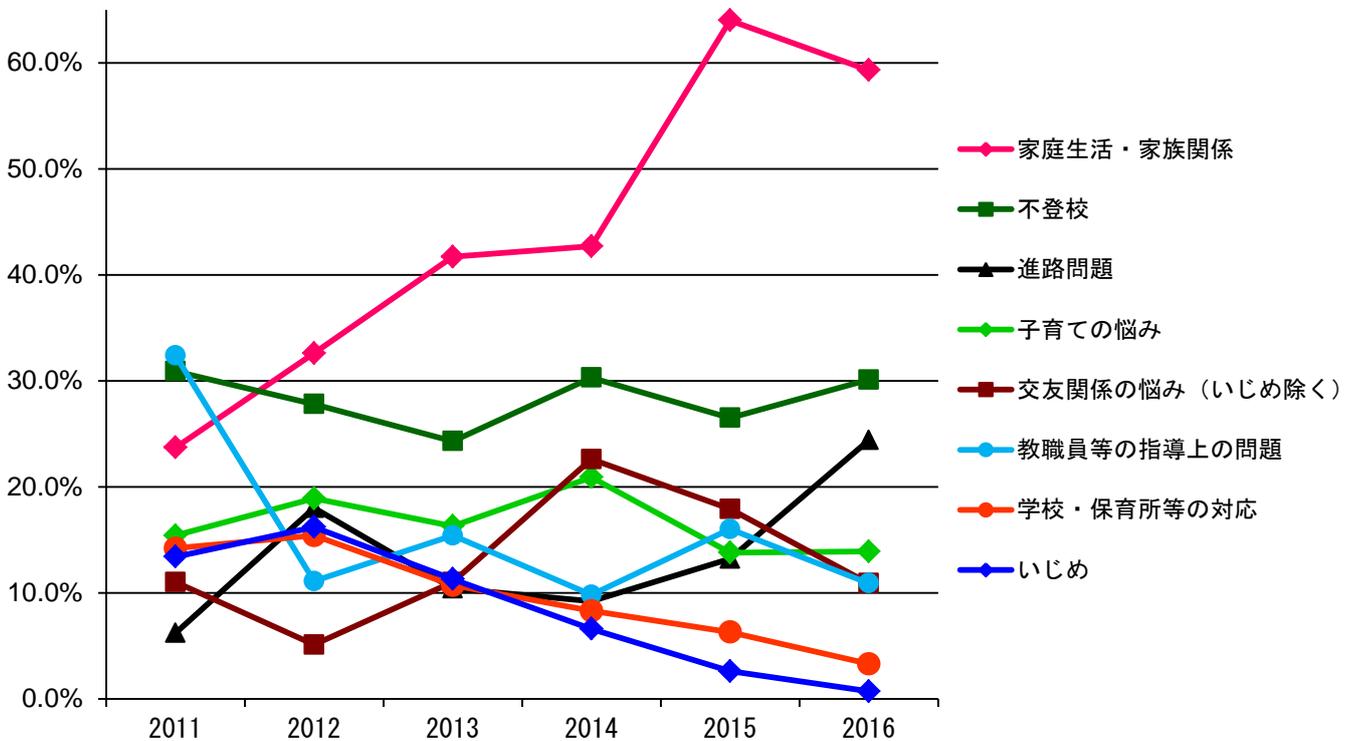
子どもたちの抱える問題の根深さが表面的には見えづらくなっているからこそ、子どもの SOS を受けとめるなかで見えてきた課題を社会に発信していくオンブズの役割の重要性が、ますます高まっています。

図Ⅲ-7 問題となっている事項の内訳



(注) 相談者の「主たる訴え」に該当する一つをチェックし、その他にも具体的な訴えの事項が認められた場合に、それを「副次的訴え」としてさらに一つをチェックし、それを合算してグラフにした。

図Ⅲ-8 問題となっている事項の年間相談・調整回数に占める割合の推移



(注1) 問題となっている事項のうち、過去6年間で年間相談・調整回数に占める割合が上位5位に入った事項を取り上げ、その割合の変化を示している。

(注2) 「教職員等の指導上の問題」には「教職員等の暴力」「教職員等の暴言や威嚇」「セクハラ」も含めて計算している。

表Ⅲ-2 問題となっている事項の学齢別分布（ケース数：75件）

問題となっている事項	子どもの学齢別ケース数 ※18歳以上を除く				
	就学前 (5件)	小学生 低学年 (13件)	小学生 高学年 (12件)	中学生 (30件)	高校生・ 中卒後 (15件)
いじめ		2		1	1
交友関係の悩み(いじめ除く)		5	5	11	5
子ども同士の暴力(いじめ除く)		1	2		
金品等の被害				1	
不登校		2	2	11	3
進路問題				7	11
心身の悩み				1	2
教職員等の暴力	2				
教職員等の暴言や威嚇	3			5	
セクハラ					
校則など学校のルール					
学級崩壊					
学校・保育所等での事故					
教職員等の指導上の問題	3	2	3	6	2
学校・保育所等の対応	2	4	2	2	2
行政機関の対応	1	1	2	3	1
子育ての悩み		5	3	9	7
家庭生活・家族関係	1	6	6	17	9
家庭内虐待			1	2	1
子どもの福祉的処遇				2	
行政施策等					
その他		1		1	1

(注)ケースごとに、相談者の各回の「主たる訴え」及び「副次的訴え」として挙げられている相談内容をチェックし、総ケース数75件のなかで、子どもの学齢別にどの相談内容に関するケースが何件あるかをカウントした。

表Ⅲ-3 問題となっている関係（ケース数：75件）

関係性	該当ケース(件)	割合(%)
子ども同士の関係	31	41.3%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	46	61.3%
子どもと保護者・家族の関係	52	69.3%
子どもと行政機関との関係	8	10.7%
子どもとその他のおとなとの関係	8	10.7%
保護者と学校・保育所・教職員等との関係	12	16.0%
保護者と行政機関との関係	10	13.3%
保護者同士の関係	0	0.0%
子どもをめぐる家族の関係	13	17.3%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	2	2.7%
その他	3	4.0%

(注)ケースごとに、相談者の各回の相談における「問題となっている主たる関係」「問題となっている副次的関係」をカウントし、総ケース数75件のなかで、各関係に関わるものの割合について示している。
たとえば友人関係のこじれから不登校になっているケースでは、主たる関係を「子ども同士の関係」、副次的関係を「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」としてカウントする。

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教員や保護者などに直接出会う、子どもの代弁（アドボカシー）に努め、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンは関係機関から一定の独立した公的第三者機関として位置づけられていることによって、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、例えば以下のような取り組みを進めています。

- ◇ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ◇ 学校や教育委員会（児童福祉所管を含む）など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとなや、周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っていることが少なくありません。子どもを支援するために、周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが必要です。関係調整のプロセスでは、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解を促し、問題の打開を図っていきます。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

相談・調整活動の実際

近年、家族関係・家庭生活上の問題を抱えるケースが目立つなかで、あらためて、教職員や家族とはちがった立場で子どもに関わる「第三者」のおとなの役割が重要と なっています。その意義を確認する観点から、2016年次の相談・調整活動の実際を 紹介します（事例の内容は、個人情報保護の観点から一部加工しています）。

【子どもが前向きに進路を見通していくために、周りとの関係を調整した事例】

親の反対を押し切って入学した高校だったけれど、うまくなじめず、心身とも 不調をきたすようになり、「学校に行くのが辛い」と、Aさんから入学後すぐの 頃に相談があった。心配で付き添って来られたAさんの両親は、Aさんを非常に 心配する反面、自分が決めた高校なのだから踏ん張って行ってほしいと相反する 思いをもたれていた。高校からは、最初はなじみにくくても、欠席が続くとその 後の進級にも影響を及ぼすので、何とか頑張ってくるようにと迫られていると感 じて、Aさん自身、「学校に行かねば」とのプレッシャーが、自身を追い詰めて いる状況が見受けられた。

行けなくなってしまったこと、余裕があるわけでないのに、親に無駄な出費を させてしまっていることを申し訳なく思い、頑張れない自分が心苦しいと、Aさ んは涙を流して話した。学校からは、頑張れない自分を責められているように感 じて、学校との関係もしんどく感じているようだった。親の期待にも、学校の期 待にも応えられない自分は無価値であり、消えてしまいたいと、消え入るよう に話した。

まわりに相談することができない中、登校のプレッシャーが心身の不調に繋が っていると感じた相談員は、Aさんに無理しすぎないでよいことを伝え、どんな かたちであれば安心して過ごしていけるのか、面談を積み重ねながら共に考え た。

自分が選んで入った高校だけれど、うまくいかず、そのことを周囲に相談でき なかったことで、全てに消極的になっているAさんに対して、相談員はまず話を じっくりと聞き、これからの見通しについて共に整理する中で、関係がまだ構築 しきれていない高校との関係調整を模索した。また、関係が厳しくなった両親と Aさんの関係改善が必要であると考え、両親とのやり取りを継続して思いを受け とめ、Aさんと両親の関係調整に努めた。

両親との関係調整と高校との関係調整を並行して行った結果、Aさんは新しい 学校でやり直したいと、別の進路選択をすることを決め、転校に向けて、主体的 に動いていくようになった。両親も、Aさんの思いを受けとめ、応援するよう になり、Aさんと両親の関係も改善されていった。

相談員が、親とも学校とも直接関係ない第三者として関わったことによって、 Aさんが気兼ねなく安心して話を進めることができ、両者間の橋渡しをすること で、事態が前向きに動いた事例だった。

自分の人生は、自分だけでは決められない

チーフ相談員 渡邊 充佳



誰でも一生のあいだには、「私はこれからどう生きていけばいいのか？」という悩みを抱えて、人生の分かれ道に立ち、決断を下さなければならない場面があります。子どもたちにとっては、義務教育を終えてからの進路をどうするか、あるいは親元からのひとり立ちをどうするかというテーマは切実でしょう。「自分の人生は、自分で決める」のがよいと一般にはいわれていますが、実のところ、「自分で決める」のはそれほど単純でも、簡単なことでもないと思います。

私自身は、はっきり「自分の人生は、自分で決める」と意識して生きてきたわけではありません。高校進学や大学進学についても、何かはっきりした目標や実現させたい夢があったわけでもなく、家族の期待なり、まわりの友だちの雰囲気なりを感じながら、「とりあえず進学はしておくものなんだろう」「その方が職業の幅も広がるだろう」というほどの意識しかなかったように思います。今、オンブズの相談員として働いていることについても、どうしてこの仕事に就いたのかとたずねられたら、「いろいろご縁があって、気がついたらここにいたって感じです」としか答えられないような気がします。

自分がどんなことに魅力を感じるかという価値観だって、生まれ育った家庭の暮らしぶりや家族の人間関係、友だちづきあい、学校や地域でどんな人と出会ったかなど、たまたまの巡り合わせのなかでできあがったものです。そういう点も含めて、私のこれまでの人生のなかで「自分だけで」決めたことなんて一度もないように思います。そのつど、「どうしたらいい？」と身近な人にアドバイスを求めたり、話を聞いてもらったりして、とりあえずの選択を積み重ねてきました。そして、新しい出会いを通じてそれまでの価値観をがらっと変えられたりしながら、例えば1年前、2年前には想像もしなかったようなことに関心を持って取り組んでいる自分がいます。「自分の人生は、自分だけでは決められない」というのが私の実感です。「あの時、もっとこうしておけばよかった」という後悔も数えきれないほどありますが、それでもこれまでの人生、選んできた道はこれでよかったんだと納得できるのは、そのつど、たくさんの人との出会いに恵まれ、支えられてきたからだと思います。

「自分で決めたことの結果については、自分で責任をとるべきだ」という風潮があります。しかし、一人ひとりの人生においてどんな選択が正しいかなんて誰にもわからないのに、くじけたり、失敗したら「自分で決めたことの結果だから、自分で責任をとれ」と切り捨てられてしまうような世の中は、とても生きづらいものです。とく

に、自分の努力ではどうにも変えられないような重たい事情を抱えている子どもほど、身近に頼れるおとなが十分にいないなかで、より早い時期に、より限られた選択肢のなかで、「自分で決める」よう強いられがちな現実があります。「自分のことは、自分だけでは決められない」からこそ、どんな境遇に生まれても、どんな道を選んでも、支えてくれる人がいるという実感をもてるような環境をつくっていくことが、子どもたちに対するおとなの役割ではないでしょうか。私自身も、ささやかではありますが、人生の分かれ道に立って悩む子どもたちと出会ったとき、子どもたちと一緒に悩み、考えるおとなでありたいと思っています。かつての私が、そうしてもらったように。

* * * * *

人生の中で「親友」と思える人に一人でも出会えたら、 ラッキーなくらい

相談員 村上 裕子



少し前、アンジェラ・アキさんの「手紙～拝啓 十五の君へ～」という歌が流行ったかと思います。私も好きな歌の一つですが、歌の内容は、おとなになったアンジェラさんが、悩み葛藤している15歳の自分から受け取った手紙に対して、エールを送るというものです。もし、私がアンジェラさんのように中高生時代の自分に何か伝えられるとしたら、こんなことを言ってあげたいと思います。今だからこそ、言えることだけれど。

人生で一人でも「親友」と思える人に出会えたらラッキーなくらい。タイミングがあるのだから、「親友」にこだわるより、自分のやりたいこと、興味のあることにドキドキしてもトライしてみたり、自分の道を淡々と進んでいくことに専念したらいいよ。その過程でこそ、自分とあう人に出会えたりするのだから。まずは、自分が楽しんでいったらいいよ。学生時代なんて、その時期を過ぎてふり返れば、あっという間。学校の中にも、本当は色んな人や色んな出会いがあると思うけれど、もしそこであまり楽しめていないとしても、社会にはたくさん面白い人や出会いが色々あって、きっと生きやすくなるから、何とか今はしのいで進んで行ってほしい。内弁慶で友達が少なくても、いなくても、人から変に見られていそうと心配でも、勉強や運動がそんなにできないと引け目を感じていても、容姿に自信がなくても、別に大丈夫やから。ふんばって、少しでも気の向く方に、一歩踏み出してみしてほしい。踏み出した先にこそ、出会いはきっとあるから。

思春期を生きる子どもたちが、「親友」の不在に悩んでいる様子を見聞きすることがあります。そしてそんな時、彼・彼女らと同じように悩んでいた、内弁慶で友達作りに苦労していた中高生時代の自分の記憶を甘酸っぱく思い出します。その頃の自分は、いつも、しっくりくる「親友」を求めている、その存在のいない自分を情けなく、寂しく感じていました。学校がすごく楽しいわけでもないけれど、かと言って学校に行かないという選択肢は思いもよらず、時々しんどくなって休むこともありながら、しぶしぶ、必死で、登校していたように思います。今考えると、将来の見通しも曖昧な状態で、学校に行くことがどう自分の将来に繋がっていくのかも見えず、だからと言って休んだ先の見通しもなく、全てにもやががかかったような、ぼんやり重苦しい日々だったように感じます。

そんな中高生時代も過ぎて、「親友探し」にも疲れてきた頃、まずは自分の興味のある方向に1人でも進んでみようと思い、色々な活動に参加することにしました。そして気づけば、似た者どうしの友達や、自分とは少し違ったタイプの友達と出会うようになり、なんだか世界が一気に鮮やかに色づき始めました。

なかでも、行動を共にすることが多くなったTちゃんが、気づけば「親友」的な存在になり、いつの頃からか私にとっては唯一無二の味方になっていました。素朴で優しく、どこか個性的なTちゃん。Tちゃんは、悲しい時・しんどい時に、ポロッと愚痴ると、ゆっくり話を聞いてくれ、そしてちょっと笑っちゃうくらいアタフタと心配してくれて、それがくすぐったく嬉しかったり。Tちゃんがなぜそんなに特別な存在になったのか、考えてみると、これといって特別なエピソードがあるわけではありませんが、共に泣き笑い励ましあう経験を積み重ね、お互いのよき理解者&応援者になったのでしょ。

その後、Tちゃんともなかなか会えなくなりましたが、それでもTちゃんとは、どちらかが困った状態の時には以心伝心のように自然と出会い、なんとなくゆるく話をして、力を充電しあう関係となっています。

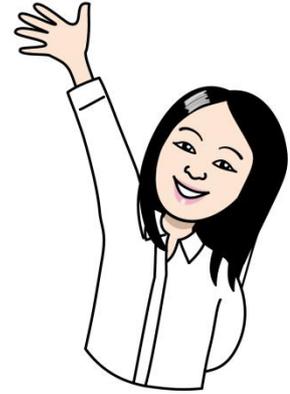
「親友」を見つけないと思ひ悩む時期もありましたが、その頃の私は、「親友を得る」ということが自分を素晴らしく見せたり、幸せになるためのツールであるはずと、どこか無意識に焦っていたように感じます。実はどんな自分だったとしても、その自分が自分なりに歩を進めていくなかでこそ、色々な出会いをし、その出会いに嬉しさを感じていけるのだと思います。だからこそ、もし私のように悩んでいる人がいたら、まずは少しでも気の向く方に、一歩踏み出してみしてほしい、そう願います。



あきらめきれないけれど…

相談員 平野 裕子

ある日のことです。私は友人と2人で、ある駅から電車に乗ろうとしていました。その駅のホームは2階にあって、1階の改札を通過して、エスカレーターでホームに上がっていく構造になっています。エスカレーターを半分ぐらい上がったあたりで、ホームのほうから激しく泣き叫ぶ子どもの声が聞こえました。何だろう？と思いながらホームに着くと、泣いていたのは6歳ぐらいの男の子でした。男の子はその子のお母さんらしい女の人と、きっと妹であろう3歳ぐらいに見える女の子と3人連れの様です。男の子はなおも激しい声で泣いています。同じホームの反対方向の電車を待っていた私たちは、しばらくその男の子たちとホームで一緒でした。



なんでこんなに泣いているんだろう？そう思いながら聞いていると、男の子の泣きながら訴える言葉で何となく状況がわかってきました。男の子はしきりに「欲しい！」「欲しい！！」「絶対に買ってー」「戻って買ってー」と泣きわめきます。お母さんは「けんちゃん、今日の分はもうおしまいでしょ。最初にお約束したでしょ」と厳しい表情ではありますが、冷静に答えます。「だって、だって、知らなかったもん。あれがあるってわかってたら、絶対ガチャはしなかった」「知らなかったもん。知ってたら絶対あれにしたー！！」とこの世の終わりのような泣き声です。それでもお母さんは動じず、「でも今日の分はおしまい。約束は約束だからね」ときっぱり答えます。男の子はあきらめきれません。苦し紛れに「じゃあ、今度行ったときは欲しいもの一万円分、絶対買ってー！」とお母さんを挑発して、お母さんは「一万円なんて。無理です」と断ります。お母さんはどこまでも冷静でした。そして妹らしい女の子は、お兄ちゃんと母の様子をずっと黙って見ています。

男の子とお母さんのやりとりを聞きながら、何となく私が理解した状況は、何かの帰りに3人でおもちゃのコーナーに寄った。そこで一つだけという約束で好きなものを選んでいいことになった。彼はきっと気に入ったガチャを見つけて、「これにする！」と選び、お母さんにお金をもらってガチャをした。ところがそのあとになって、おもちゃコーナーを一周したらもっと欲しいものが見つかった。見つけてしまった彼はどうしてもそのおもちゃも欲しくなった。でも、最初の約束で一つと決めていたので、お母さんは「約束は約束だから」とあきらめるようにいい、あきらめきれない彼は、おもちゃ売り場から駅までずーっと泣いたまま。一周して見つけてしまったばっかりに、ガチャをしてうれしかったこともすっかりどこかにいってしまって、欲しかったおもちゃのことで頭がいっぱい。幸せから不幸へ突き落されたかのような……。こんなことだろうなと思いながら、3人の様子を見ていました。

さっきのようなやり取りを何度か繰り返し、男の子は納得できないまま3人が乗る

方向の電車がやってくるアナウンスが流れました。男の子は「僕は帰らないから！」と言い、お母さんは「じゃあ、頭冷やしてから帰ってきて。駅は2つ目だから。お母さん、先に帰ってるね」と言います。「お母さんも乗っちゃダメー」。見ていた私たちは、3人がどうするのか気になりました。そうしているうちに、とうとう電車がやってきたのです。すると、男の子はお母さんより妹より先にちゃんと扉の前に行き、降りてくる人を待って、電車に乗りました。しゃくりあげて、泣きべそ顔のままですが、さっきまで泣き叫んでいたのがうそのように電車に乗ったのです。その男の子のいさぎよさにびっくりして、でも、3人が電車に乗ったのにほっとして…彼らの乗った電車を心の中で見送りました。

きっと、あの男の子はわかっていたのだと思います。どんなに泣いてもお母さんが譲ってはくれないことを。でも、悔しくて泣かずにはいられなかった。なんでもっとしっかり見てから決めなかったのかと。買ってくれないお母さんへのいらだちだけでなく、ちゃんと見なかった自分のことも悔しかったのでしょうか。そして泣きながら、泣きながら、少しずつあきらめたのです。もちろん、あんな大声でホームで泣き叫んで、男の子も、それ以上にお母さんも恥ずかしかったに違いありません。でも、彼があきらめるにはそれだけの時間が必要だったのだと思います。

おとなになっても、あのときなんでこうしなかったんだろうとか、もっとうざかったらよかったのにと悔しい思いをすることがあります。あの男の子のように、手放して泣き叫ぶことはもうできなくなったけれど、泣きたいような気持ちになることは少なくありません。そんなとき、悔しさに気づかないふりをするのではなく、悔しさをしっかり味わうことで、あきらめきれないけれど、ちょっと前に進める。そんなこともある…と思うのです。

* * * * *

「意見」を言うということ

相談員 船越 愛絵



自分の意見を言う。

文字にするとたったこれだけですが、実際はそんなに簡単でもないものです（「意見」は時には「気持ち」だったり、「思い」だったりするかもしれない）。いつだってはっきり自分の意見を言える、というひとがいるのだろうけど、すくなくともわたしにとっては、ずっと苦手意識のあることでした。どのタイミングで言えばいいんだろう？なんて思っているうちにぜんぜん違う話題になってしま

ったり、そもそも自分の意見ってのはずれじゃないかな？ と不安になったり、どうやったら受け入れてもらえる？ と思い悩んだり……。結局は言えずじまいになることも、たくさんありました。もちろん、いつも自分の意見をはっきり言うことばかりが、「よいこと」であるわけではないのですが。

そんなとき、わたしはなかば無意識に、自分にいいわけをしていました。あのひとの言うことがきっと正しいんだから、わたしの意見は言わないほうがいい。別にだれかに分かってもらえなくてもいいんだし。みんなだってそんなにわたしの意見に期待していない。言ったら空気を悪くしてははず、きっと。……などなど（まだまだ、いいわけは山のように出てきますが、ここではこのくらいにしておきます）。

でも、いいわけをする、ということは、ほんとうはそうではない、と分かっているということ。じゃあ、ほんとうってなんだろう？ ほんとうはどうしたい？

何年前か、あるひとのエッセイを読みました。何で読んだのかも、内容もおぼろげなのですが、おそらくこんなエピソードだったように思います。

そのひとはコミュニティセンターでカフェをしていました。ある日、カフェで出すために、新しいケーキの試作をしました。そして、お菓子づくりがうまいことでメンバーのなかでは一目置かれているひとに、試作したケーキを食べてもらったのです。するとそのひとは、「すこしパサパサしている」と言いました。いつもなら、あのひとがそう言うんなら仕方ないか、だってあのひとはお菓子づくりがうまいんだから、と引いて下げていました。そうして心のなかでは、自分にはこのケーキのよさが分かっているからいい、と呟いていたと。でもこのときは、以前そのひとのケーキを食べて、自分にとってはしっとりしすぎているように感じたことを思い出したのです。そして、あなたの意見はそうだけど、わたしの意見はそうではない、と伝えたのでした。

相手の意見にすべてを譲るのではなく、1つの意見として受けとめ、自分の意見を伝え返すことができたこと。いつもは自分だけが分かっていたらいい、と欲していたけれど、それを始めて相手に返したことで、相手としっかり同じ土俵に立てたこと。「土俵際でふんばった」という表現だけは、とてもくっきり覚えています。

もしかすると、あいまいな記憶なので、細かいところは違っているかもしれませんが。でも今、わたしのなかには、こんなふうに記憶され、ずっと心に残っています。

「意見」は自分の胸のなかにあるだけなら、ただのひとりごとでいられる。だれかに、何かにぶつかって、傷つくこともない。分かれなくていい、自分だけが価値を知っていればいい。そう思うことがあるのはたしかです。すべてをひとに見せる必要はありません。でも、「意見」の根っこをずうっとたどっていったとき、ほんとうは、「分かってほしい」思いがあるときも。

自分の内がわにあるもの、それを知ってほしい、分かってほしい、と思ったとき、そこにはいくつも壁が現れます。

受けとめてもらえるだろうか？

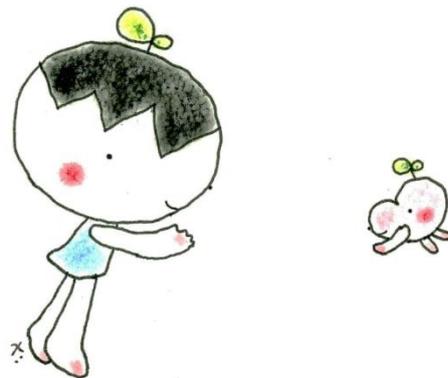
的を外していないだろうか？

言いたいことがきちんとそのまま伝わるだろうか？

どれもとても怖いし、壁の内がわにいればすくなくとも安全。だけど、それでも、分かってほしい。分かりたい。そうやって生まれる「意見」を、それを口にする勇気を、わたしはとてもすごいもの（もっとすてきに表現できればいいのですが……）だと思います。そうしてはじめて「意見」が空気にふれ、お互いの「意見」がぶつかりあう。傷つくこともあるけど、そうすることで新しい形が生まれることもある。それは、自分のなかにあるだけでは、生まれなかったものです。

はじめて自分の内がわをひとに見せたとき、わたしはとても怖かった。今でも苦手なことに変わりはないけど、でもすこしずつ、大丈夫、と思えるようになってきました。それは、わたしの「意見」をしっかり聞いてくれるひとがいたから。どんなに的はずれでも、小さいことでも、ちゃんと聞いて「意見」を返してくれるひとがいたから。

たくさんの壁を乗り越えてうまれた「意見」を、まずはしっかり、受けとめてくれる。そんなひとがあなたの周りにたくさんいてほしい、と思うし、わたし自身もそうありたい、と思うのです。



IV

オンブズパーソンの調査活動

2016 年次の調査状況

2016 年次に扱った調査案件のあらまし

Ⅳ オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合があります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第 6 条各号（p.11「オンブズパーソンの職務」参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

オンブズパーソンには市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）が付与されており、これに対して市の機関には、オンブズパーソンの職務の遂行に関する協力義務（条例第 8 条）、勧告・意見表明等を尊重する義務（条例第 15 条第 3 項）が課せられています。さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（第 17 条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現するためであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していくことです。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（第 15 条第 1 項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（第 15 条第 2 項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

▽「要望」（第 16 条第 1 項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

▽「結果通知」（第 16 条第 2 項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

▽「公表」（第 18 条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行います。

2016 年次の調査状況

申立てによる調査

2016 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を受け付けた案件はありませんでした。

オンブズパーソンの発意による調査

独自入手情報に基づいて、2016 年 11 月から自己の発意により調査を開始した案件が 1 件ありました。本件に関しては、2015 年 9 月より相談を受け付け、保護者との相談、関係機関との協議などを積み重ねたうえで、自己発意調査へ移行しました。調査開始後は 5 回の聞き取りを行い、2016 年 12 月末現在、調査を継続しています。

2016 年次に扱った調査案件のあらまし

2016 年次に扱った 1 案件について、「子どもの最善の利益」を図る公益確保の観点から、以下に概要を報告します。

2016 年自己発意第 1 号案件

本件概要	市内私立保育所で生じた問題に対する保育所の苦情解決制度の運用に関する問題
独自入手情報等 及び 自己発意の趣旨	<p>市内のある私立保育所（以下「当該保育所」という。）において、子どもに対して不適切な指導をされたという保護者からの訴えがオンブズパーソンに寄せられた。保護者はその後、市教育委員会こども育成課の勧めもあって苦情解決制度を利用したものの、保護者の納得のいく解決には至らず、保護者は子どもを他保育所に転所させる事態となった。</p> <p>一連の経過では、当該保育所において苦情解決制度が形骸化しており、十分に機能していない状況がうかがえた。本来であれば、保護者が安心して相談できる苦情解決の仕組みを保障することで保育の質を担保していくことが期待される場所、私立保育所・私立認定こども園・小規模保育事業所（以下「私立保育所等」という。）における苦情解決制度は、制度的枠組みにおいてその実効性に疑問があり、各保育所の姿勢次第で形骸化しかねないことが懸念される。</p> <p>オンブズパーソンは、苦情解決制度の適切な運用がなされることによって保育の質が担保されることが「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第 3 条）の確保の観点からも重要と判断し、市内すべての私立保育所等における苦情解決制度の運用実態について、自己の発意により調査を実施することとした。</p>
調査の結果	調査継続中。

表Ⅳ-1 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999.6～2016.12）

	案件番号	申立て事項・独自入手情報	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	公開／非公開
1	1999年申立て第1号	法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題	99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	公開
2	1999年申立て第2号	関係機関がかかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題	00.05 意見表明(市教育委員会) 00.08 意見表明(市福祉事務所)	公開
3	1999年申立て第3号	担任の指導における暴言等の問題	調査不実施・調整実施	—
4	1999年自己発意第1号	保育所での子どもの感染症予防問題	99.09 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	公開
5	1999年申立て第4号	部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望	02.02 結果通知(市教育委員会)	公開
6	2000年申立て第1号	部活動中の生徒の事故死(熱中症による死亡)の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題	00.07 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.07 結果通知(市長) 00.07 結果通知(当該学校)	公開
7	2000年申立て第2号	DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題	01.10 結果通知(市教育委員会)	非公開
8	2000年自己発意第1号	子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題	00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打ち切り	非公開
9	2000年申立て第3号	小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題	02.03 意見表明(市教育委員会)	公開
10	2001年申立て第1号	教員による体罰等と学校の事後対応の問題	01.04 是正等申入れ(当該学校) 01.07 意見表明(市教育委員会) 01.07 結果通知(市長)	公開
11	2001年申立て第2号	学校内での子ども同士の関係と学校の対応上(いじめ再発防止等)の問題	01.08 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打ち切り	非公開
12	2001年自己発意第1号	学級崩壊に関する問題	02.03 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打ち切り	公開
13	2002年申立て第1号	高校転学申込みに際する対応等の問題	02.08 調査打ち切り	非公開
14	2002年申立て第2号	子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題	03.03 結果通知(市教育委員会) 03.03 結果通知(当該学校) 03.03 結果通知(市保健福祉部)	公開
15	2002年申立て第3号	不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題	調査不実施・調整実施	—
16	2002年申立て第4号	同上	調査不実施・調整実施	—
17	2002年申立て第5号	同上	調査不実施・調整実施	—
18	2002年申立て第6号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	公開
19	2002年自己発意第1号	自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題	02.08 勧告(市教育委員会) 02.09 公表(市政記者クラブ)	公開
20	2002年申立て第7号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	調査不実施・調整実施	—
21	2002年申立て第8号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.09 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県民生活部監査指導課) 03.03 要望(当該施設設置者) 03.03 意見表明(市保健福祉部) 03.03 公表(市政記者クラブ) 03.04 結果通知(県民生活部監査指導課)	公開
22	2002年自己発意第2号	中学校における頭髮黒染め指導での健康被害問題	02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市政記者クラブ)	公開
23	2003年申立て第1号	いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題	03.11 意見表明(市教育委員会)	公開
24	2003年申立て第2号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	公開
25	2003年申立て第3号	区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題	03.11 対処の必要が認められず調査終結	—
26	2003年申立て第4号	子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題	調査不実施・別件処理	—
27	2003年申立て第5号	生徒指導に関する問題	調査不実施・調整実施	—
28	2003年申立て第6号	教員の体罰等と学校の事後対応の問題	03.09 意見表明(市教育委員会) 03.09 結果通知(当該学校)	公開

29	2003年自己発意第1号	子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題	03.07 意見表明(市教育委員会) 03.07 改善等申入れ(当該学校) 03.08 要望(当該保護者) 03.09 結果通知(当該保護者)	非公開
30	2003年申立て第7号	いじめに対する学校の対応に関する問題	調査不実施	-
31	2004年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	04.06 結果通知(当該学校) 04.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
32	2004年自己発意第1号	法的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い	05.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
33	2004年申立て第2号	いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	公開
34	2004年申立て第3号	いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校	05.06 意見表明(当該学校) 05.09 意見表明(市教育委員会)	公開
35	2005年申立て第1号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	05.08 勧告(市教育委員会) 05.08 勧告(当該学校)	公開
36	2005年申立て第2号	子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題	06.03 調査打ち切り	-
37	2006年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	調査不実施・調整実施	-
38	2006年申立て第2号	子ども間の暴力に対する学校の対応の問題	06.07 調査打ち切り	-
39	2007年申立て第1号	高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	公開
40	2007年申立て第2号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	08.03 是正等申入れ(当該学校) 08.04 意見表明(市教育委員会) 08.08 結果通知(当該学校) 08.09 結果通知(市教育委員会)	公開
41	2008年申立て第1号	小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題	08.12 意見表明(市教育委員会) 08.12 結果通知(当該学校)	公開
42	2008年申立て第2号	子ども・保護者と学校間のトラブルに関する問題	調査不実施	-
43	2008年申立て第3号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.04 結果通知(市教育委員会) 09.04 結果通知(当該学校)	公開
44	2009年申立て第1号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.06 調査打ち切り	-
45	2010年申立て第1号	子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題	10.08 調査打ち切り	-
46	2010年申立て第2号	学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題	11.03 結果通知(市教育委員会) 11.03 結果通知(当該学校)	公開
47	2011年申立て第1号	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題	12.03 意見表明(市教育委員会)	公開
48	2011年申立て第2号	中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題	12.05 結果通知(市教育委員会) 12.05 結果通知(当該学校)	公開
49	2012年申立て第1号	中学校での生徒指導のあり方に関する問題	12.11 調査打ち切り	-
50	2012年申立て第2号	市内県立高校生の自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題	13.03 是正等要望(当該学校) 13.03 結果通知(県教育委員会) 13.03 条例第20条に基づく報告(市長) 13.03 案件処理通知(市教育委員会) 13.03 公表(市政記者クラブ)	公開
		上記問題をふまえた市としての再発防止策に関する提言『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言 -子どもの声を受けとめ、希望を語れる社会をつくるために-』	13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市長・市子ども家庭部) 13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市教育委員会) 13.11 公表(市政記者クラブ)	公開
51	2013年申立て第1号	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題	調査不実施・調整実施	-
52	2014年自己発意第1号	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題	14.12 意見表明(市教育委員会) 15.09 意見表明(市教育委員会)	公開
53	2016年自己発意第1号	市内私立保育所で生じた問題に対する保育所の苦情解決制度の運用に関する問題	調査継続中	-

(注) 「公開」は、条例上の対処に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの(部分公開も含む)。

V

オンブズパーソンの広報・啓発活動

子どもへの広報・啓発

おとなへの広報・啓発

制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

V オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例は、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」(第6条第2号)を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動は重要です。

条例第21条では、広報・啓発に関する市の機関の役割として、以下の二点が定められています。

- ①条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること。
- ②子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めること。

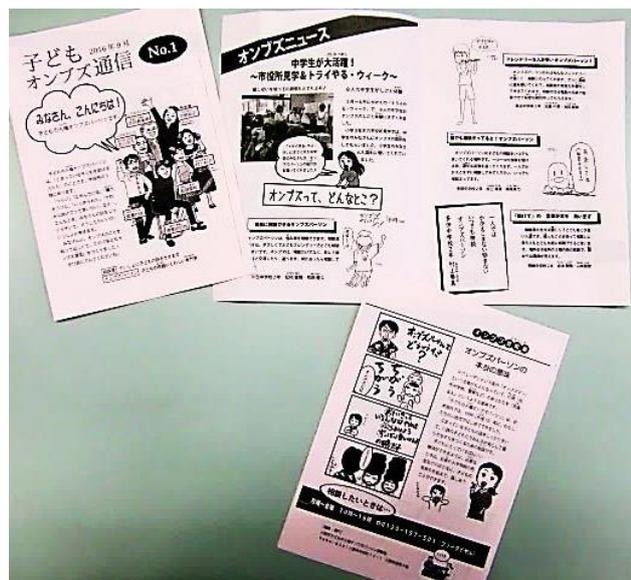
つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえ主体的にオンブズパーソンと連携しながら行うものです。

子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、リーフレットや電話カード、パンフレットの配布とともに、『こんなときオンブズ』マンガ版をホームページに掲載するなど「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として、直接子どもたちや教育・福祉にかかわる人たちと出会う機会を積極的に設けるなど、今後も工夫が必要です。

2016年次には、小中学生向けの『子どもオンブズ通信』を作成・配布し、オンブズの紹介・説明などを発信しました。この「通信」は定期的に配布していく予定です(写真)。

引き続き、オンブズパーソンからより効果的な発信ができるよう、市の関係機関と連携・協力しながら、広報・啓発活動に努めていきます。

『子どもオンブズ通信』(No.1)



表V-1 オンブズパーソン等が講師等を務めた講演・研修等の実施回数
(2012年次～2016年次)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
(A) 市機関職員等	5	7	5	6	4
市長部局職員		3	3		
市教育委員会職員	3	2	2	3	3
市学校園教職員	2	2		3	1
その他関係者					
(B) 市民等 I	13	7	3	6	6
民生委員児童委員		1			
人権擁護委員					
PTA・保護者関係	1	2	2	1	2
小学校区人権啓発推進委員	7	3	1	4	2
人権学習グループ	4			1	
その他	1	1			2
(C) 市民等(子どもを含む) II	12	11	12	12	13
年次報告会	1	1	1	1	1
子ども☆ほっとサロン	11	10	11	11	11
その他					1
市内(A+B+C)合計	30	25	20	24	23
(D) 市外の団体等	13	13	18	19	9
地方自治体	6	3	6	8	6
その他団体	7	10	12	11	3
市内・市外(A+B+C+D)	43	38	38	43	32

(注1) 「オンブズパーソン等」には、「専門員」と「相談員」も含む。

(注2) 表中の(A)(B)(C)(D)は、次のものを指す。

(A) 市の機関が、行政・学校等の関係職員対象に行った研修等。

(B) 社会教育関係団体等が主催した学習会や、市の機関が市民等を対象に開催した講座等。

(C) オンブズパーソンが独自に主催した子ども、おとな、市民等を対象にした交流会等。

(D) 市外の自治体や議会、民間団体、大学、研究機関等によって開催された講演や研修等。

子どもへの広報・啓発

子ども向けリーフレット・電話カード等の配布

市内の小・中学校、養護学校、幼稚園、保育所及び市内県立高校を通して、1 学期には子ども向けリーフレット、2 学期には電話カードを子どもたちに配布しました。また、新たな取り組みとして、2 学期に小中学生向け『子どもオンブズ通信』を作成し、その中で“オンブズって、どんなところ？”として「トライやるウィーク」に来てくれた中学生の声を掲載するなど、広報・啓発に努めました。『子どもオンブズ通信』は定期的に年間複数回発行していきます。今後も広報・啓発を行う上で、より効果的かつ重要と思われる時期や学年等も検討しながら、さらに広報の充実に努めたいと考えています。

小学校3年生の事務局見学

例年どおり、5 月～6 月に、市内小学校の3 年生による市役所見学が実施され、その際にオンブズパーソン事務局にも見学に訪れました。そこでは相談員が紙芝居を用いて、オンブズパーソンの説明を行うとともに、子どもには、事務局内の電話を使って、オンブズパーソンのフリーダイヤルに電話をかける「体験」をしてもらいました。

相談員は「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね」と子どもに直接伝えます。事務局見学は、市内の子どもにオンブズパーソンを身近な存在として感じ取ってもらえる絶好の機会です。これを機に、子どもからの電話や訪問といった直接の相談が寄せられることもあります。

トライやる・ウィークでの中学生受け入れ

毎年5 月～6 月、市内中学校2 年生がさまざまな事業所の協力を得て、職場体験活動を行います。2016 年次は、4 校から計8 名の生徒がオンブズパーソン事務局にやってきて、一週間を過ごしました。

具体的には、オンブズパーソンと直接出会っての話し合いや、相談員との模擬研究協議などの活動を行いました。体験期間中に小学校3 年生の事務局見学が重なっている場合には、紙芝居を使ってオンブズパーソンの説明にも挑戦してもらいました（写真）。

模擬研究協議は、子どもへの人権侵害に関する架空の相談について、みんなでざっくばらんに意見を出し合い、どうすれば困っている子どもが元気になるか、安心できるかを考えるという試みです。「子どもの最善の利益」の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を体感してもらうことがねらいです。

どの生徒も、しっかりと問題状況や背景について考え、自分の意見や気持ちを表現する力を持っており、かかわった相談員も学ぶことが多くありました。



何度も練習して、本番に臨みました。見学に来た子どもたちも説明に引き込まれています。

【オンブズパーソン事務局で体験活動した中学生の感想文から（一部抜粋）】

- ・ 小学3年生の市役所見学の対応の仕事を頼まれたとき、正直いうと「えっ」と思いましたが、トライやる・ウィークはチャレンジなので、頑張って仕事をこなしました。子どもの面倒を見る大変さは、今までで一番しんどかったです。(中略)でも今思うとよい体験です。
- ・ 相談してきた子どもの悩みを解決させるための最善策を決める協議の体験をしました。子どもの気持ちになって考えることで、相手の気持ちを考えて話すことの大切さを改めて感じました。
- ・ 模擬研究協議をしてみて、一人一人の子どもの問題にこんなにもたくさんのおとなの人がものすごく考えて解決策を見つけ出そうとしてくれるのは、とてもたのしいなと思いました。
- ・ 一番心に残ったのは、市役所見学に来た小学3年生への説明でした。僕がしたのは紙芝居でした。(中略)本番より準備が大変で、大切なんだということがわかりました。
- ・ オンブズパーソンの人に会いました。いろいろと質問をしたのですが、すべてやさしく、詳しく、わかりやすく説明をしてくれてうれしかったです。
- ・ 貴重な体験ができたので、学んだことを学校生活だけでなく、普段の生活でも活用していきたいです。また、仕事をすることの大変さを感じることができました。

「子ども☆ほっとサロン」の開催

原則、月1回の土曜日に、子ども向けの広報・啓発活動の一環として開催しています。従来、参加者は中・高生が多かったのですが、近年の傾向として、小学生の参加も増え、異年齢の子どもが共に過ごす空間となっています。以前オンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、いろいろな子どもたちがやって来ます。2016年次の参加人数は延べ83人です。参加者の中には、学校生活や家族関係などでさまざまな問題に直面している人もいますが、住んでいる地域や学年も異なる子ども同士があたたかい雰囲気の中での会話や活動を通して親しくなるなど、新たなつながりが生まれる場にもなっています。

ほっとサロンに継続的に参加している子どものなかには、身近な地域に居場所がない子どももいます。いったん学校生活から遠ざかってしまうと、子ども同士の間人間関係を結ぶ機会が失われ、社会参加への自信も意欲も失われてしまいがちです。たとえ学校に行けない状況にあっても、安心できる人間関係と場を経験することができれば、人と積極的に関わりたいという意欲を取り戻していくことができます。ほっとサロンでは、ピクニック、料理、フリーマーケットへの出店やクリスマス会などの行事もあり、参加者同士で協力しながら楽しいひと時を一緒につくりあげる体験が、子どもたちの自信や充実感にもつながっています。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは子どもの居場所づくりの推進に向けて、市への提言や居場所に関する座談会開催など、継続的な重要課題として問題提起しています。

表V-2 「子ども☆ほっとサロン」の参加人数（2016年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
6人	8人	8人	10人	5人	6人	6人	—	5人	7人	10人	12人

おとなへの広報・啓発

市機関職員への広報・啓発

市の機関が行政・学校等の関係職員対象に主催した研修等に、オンブズパーソンが講師として招かれ開催されたものです。2016年次は教育委員会の協力のもと、小・中学校の校長会に参加し、直接意見交換する機会を持ちました。

今後も、特に子どもに直接かかわる職員との対話の機会を増やしていけるよう、引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

【主な広報・啓発】

- ・教育委員会こども未来部及び教育推進部の幹部職員との意見交換
- ・教育相談センター・青少年センター 2015年次の活動報告及び意見交換
- ・小・中学校管理職との懇談

市民等対象の講演・研修会等（社会教育団体等の主催）

社会教育関係団体等が主催した講演や研修会、市の機関が市民等を対象に開催した講演等に、オンブズパーソンが講師として招かれたものです。

【主な講演・研修会等のテーマ】

- ・小学校区人権啓発推進委員会 人権講座
井上オンブズ 「伝わっているかな？おとなの思い、こどもの思い、地域の思い」
- ・民間保育園での研修会
浜田オンブズ 「子どもの人権と児童虐待の対応」
- ・公民館登録グループ研修会
相談員 「子どもの SOS とその背景」
- ・子育てサークルでの研修会
相談員 「オンブズの活動を通して見えてくる子どもたちの現状について」

オンブズパーソン年次報告会の開催

2016年3月19日に、「2015年次報告会」をアステホールで開催し、市内外より約90名の参加を得ました。

第一部では、相談員より1年間の活動概況について報告を行うとともに、取り組んだ調査活動について報告を行いました。また1年間の活動を踏まえて今後の課題などについても報告しました。

第二部では、学校に対する生徒指導の支援で先生方をサポートされている西門隆博さん（市教育委員会生徒指導支援課課長補佐）、不登校の子どもたちの支援に取り組んでいる江口直宏さん（市教育委員会青少年センター・適応教室青少年の家「セオリア」担当）をパネリストにお迎えし、「いま、“不登校”から見えてくる子どもたちの SOS」と題した座談会を行いました。



1年間の活動状況について、『子どもオンブズ・レポート』やスライドを用いて報告しました。



オンブズ制度のあり方や不登校問題における関係機関の連携について、会場からの課題提起もなされました。

座談会では、川西市における不登校の現状なども参考にしながら、不登校の背景にある課題に対して、学校・家庭・地域がそれぞれできることについて意見交換を行いました。

議論のなかでは、子どもの貧困問題、不登校に対する基本的考え方、適応教室運営における学校との連携、学校以外の子どもの居場所についても話題にあがりました。

【2015 年次報告会 参加者の感想（一部抜粋）】

《オンブズパーソンの活動に関するもの》

- ・ 子どもたち（親たちも含めて）が相談できる、相談に来られる環境づくりが重要だと感じました。訪問相談のことも効果があるのではないかと思います。
- ・ とても成熟したシステムになっていて驚きました。人権を守ろうと思ったら、ここまでやらないといけないうんだな…と思いました。自分の活動の中でどのように取り入れていくのか、これからじっくり考えたいと思います。当事者の子どもを大切にしようとしていることがよくわかりました。
- ・ 過去の数字から現在の問題点、これから子どもたちのために何ができるか、改めて考えさせられました。自分の考えを押し付けず、その子にあった寄り添い方をなんとか身につけたいと思いました。また研修会などあれば参加したいと思います。

《不登校問題、子どもたちを取り巻く状況や居場所づくり等に関するもの》

- ・ 今、不登校、子どもの貧困対策、子どもの居場所といった大変難しい問題に向かって取り組まなければならない覚悟が必要であると思いました。その最大のキーワードは子どもの最善の利益を求めることにあると思います。
- ・ 子どもをとりまく問題として、共に考えることができ、よかったと思う。まず現状を知り、そこから解決策を考えていくことが大切であると思う。教育と福祉は別と考えられていた時代は終わり、協働する時が訪れたと思います。
- ・ 子どもの貧困や虐待の問題もからみあう問題ですが、こども家庭センターなどとも連携をとっていかないといけないんだろうなと思いました。SSW の重要性もさらに増してくるのかなと思います。
- ・ 不登校の背景にある様々な課題について考えさせられた。一面だけを見てはいけませんね。家庭の養護性ととらえるのか、不登校ととらえるのかにより学校の関わりも変わってきますね。

制度・活動に関する問い合わせや取材、視察、交流

全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

2016年次においては、オンブズ制度の創設経緯や仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計30件となりました（2015年次は39件）。

国の「いじめ防止対策推進法」制定から間もない時期と比較すると、取材・視察等の件数は減少傾向にあります。ただし、新たに条例に基づく公的第三者機関を設置した自治体はもとより、すでに制度運営を開始して数年が経過している自治体においても、制度運営の視点や子ども中心の問題解決の進め方等について、先行自治体である川西市の経験を参考にしたいというニーズは高まっています。

表V-3 問い合わせ・取材・視察件数（2016年次）

機関等	件数（※）	
行政機関	10	(2)
国会議員	0	-
自治体議員	9	(7)
マスコミ	4	(0)
研究者・大学生等	5	(2)
NPO・法曹界等団体	2	(1)
個人	0	-
その他機関・団体	0	-
合計件数	30	(12)

※（ ）内は、オンブズパーソン事務局を直接訪れた視察・取材の件数

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2016での交流

地方自治のもと、地域から子ども施策・事業のあり方や、まちづくりの展望を見出すことを目的とした『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2016が、10月8日・9日に兵庫県宝塚市で開催されました。このシンポジウムは、子ども施策についての情報・意見交換や研修をする機会であり、さらに創意工夫ある取り組みや「子どもにやさしいまち」づくりを推進している自治体のネットワークづくりの場になっています。

今年のテーマは『子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり』で、多くの自治体関係者、研究者、専門家、市民、NPO関係者等が参加し、1日目は全体会（シンポジウム及び特別報告）、2日目はテーマ別の8つの分科会で、全国各地の取り組みについて発表、活発な情報・意見交換が行なわれました。

川西市からは吉川オンブズパーソンと船越相談員らが参加しました。

1日目の全体会では、「子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援—子どもにやさしいまちづくりをめざして—」というテーマで、子どもの貧困の現状や要因、今後の取り組みに必要な視点などについて森田明美さん（東洋大学教授）の基調報告をもとに、二つの自治体と一つのNPOが先進的な取り組みを発表するとともに、「子ども施策の現状と課題」について特別報告がありました。それぞれの報告をうけて、インドネシア政府の女性エンパワーメント・子ども保護省副大臣であるレニー・ロザリン氏から、同国における「子どもにやさしいまちづくり」の取り組みをふまえたコメントがなされました（写真）。



2 日目の「子どもの居場所」分科会では、放課後の子どもたちの行き場としてのみならず生活の場としても活動している居場所の取り組みや、異年齢の子どもが混ざり合っ
て自分の責任で自由に遊びながら自然にお互いを支えていくことのできるプレーパークの
取り組みなど、先進的な居場所としての取り組みが紹介され、各自治体でのそれぞれの事情
のなかで何ができるのか、すでにある施設や予算のなかに活用できるものはないのかとい
った点に関して活発な議論がなされました。

議論のなかで、高齢者施設の空き時間の活用、学童保育児童と学童未登録児童との交流、
つどいの広場（乳幼児の子育て支援事業）と十代の若者たちの居場所とのコラボレーシ
ョンなど、色々なところで活用できそうな視点が出され、今後の施策のあり方につながるも
のとなりました。

VI

オンブズパーソンの会議と情報公開

「オンブズパーソン会議」の開催状況

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

情報公開の対応

VI オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第5条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関する事
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市民に報告し、公表する場合
- ⑥ オンブズパーソンがオンブズパーソン会議の合議を求める場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもがおかれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に努力するためのものです。

「オンブズパーソン会議」の開催状況

表VI-1 オンブズパーソン会議の開催状況（2016年次）

会議	開催期日	議案等
第1回会議	4月14日	代表代行オンブズパーソンの互選について (報告事項) 2016年度 オンブズパーソン事業の当初予算について (議案第1号) 2016年度 オンブズパーソン事務局の事務分掌について (議案第2号) 調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について
第2回会議	12月15日	(報告事項) 2016年1月～11月の相談受付状況について (議案第3号) 2016年次の運営状況等の報告及び公表について (議案第4号) 相談のインターネット受付について

2016年次は、オンブズパーソン会議を2回開催しました（表VI-1）。
審議された各議案のあらまは、以下のとおりです。

議案第1号

2016年度の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、意見を求めたところ、原案のとおりオンブズパーソンの全会一致により承認しました。

議案第2号

調査相談専門員のうち「専門員」の委嘱任期满了に伴い次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、現行の8名の再任と、新たに前オンブズパーソンの井上寿美氏（大阪大谷大学准教授）の計9名を推薦することを全会一致で決定しました。

議案第3号

2016年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、①「年次報告書」の章立てと編成内容（案）、②「年次活動報告会」の開催企画（案）が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定しました。

議案第4号

電子メールによる相談・対応は行わないという現行方針を守りつつも、より多くの子どものSOSを広く受け止めていく必要から、インターネットによる相談申込みフォームを開設することが提案され、協議の結果、原案どおり全会一致で決定しました。

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員及び専門員等が意見交換し、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。

原則として毎週木曜日の午後、5時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方策を決めていきます。

またこの日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合があります。

なお、研究協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。



オンブズパーソンと相談員等それぞれが対等な立場で、一人ひとりの子どもの「最善の利益」をめぐって意見を出し合います。

表VI-2 「研究協議」（ケース会議）の開催状況（2016年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
4	4	5	4	3	5	4	3	5	4	4	4	49回

情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第20条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけており、年次報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

2016年次は、市情報公開条例第6条の規定に基づく公文書の公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの付属機関等の独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、市の関係機関に対して勧告や意見表明をした文書は、「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次報告書については原則公開を行っています。

個人情報開示関係

2016年次は、市個人情報保護条例第21条に基づく個人情報の開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

VII

オンブズパーソンからのメッセージ

いま、子どもたちに必要な環境とは

～この時代の難しさのなかで～

浜田 寿美男

子どもの“人権”をさがして

堀家 由妃代

いま、子どもたちに必要な環境とは

～この時代の難しさのなかで～

代表オンブズパーソン 浜田 寿美男

人間の適応性

人間は適応性の高い動物だと言われます。そもそも極寒の極地から灼熱の砂漠にいたるまで、この地球上で人類が居住しない地域、あるいは往来し、来訪しない地域はほとんどありませんし、いまではさらに地球から宇宙にまで飛び出す人類もいます。ここまで生息圏を広げることができた生き物はほかになく、その適用可能性はそれこそ「無限大！」であるかのように見えます。たしかにそのように言っておかしくない現実もあります。ただし、それは、もちろん、自然に与えられたままの生の姿での適応ではありません。日常の衣食住にかかわる基本的な道具・装置から、地球外で生きられる高度な宇宙船や防護服にいたるまで、人類はあらゆる人工物を身の回りに配して、それでもって自然に適応しているのです。逆に、人間の生身で適応できる範囲はなお限りなく小さなもので、この極小を無限大にまで広げたのが、人間の作り出した人工世界。そして、いまやこの人工世界が私たちに大きく取り囲んで、人びとの世界をずいぶんと豊かなものにしてきました。しかし、一方で、皮肉なことに、人びとは自然世界への適応以上に人工世界への適応に苦しむという奇妙な時代にはまり込んでいるように見えます。



子どもたちの欲望をくすぐる人工世界

いまの子どもたちは、この人工世界が当たり前になってしまったところで生まれます。そして、剥き出しの自然に直に出会うよりも、むしろ人間が作り出した人工世界に守られたところから、その人生をスタートさせることとなります。それは子どもの育ちとして「恵まれた」もので、たとえば乳幼児の死亡率がここ半世紀ほどで圧倒的に低くなったのも、その典型的な表れと言っていいはずですが。しかし、物心がついて周囲世界が見えはじめた子どもたちにとって、「守られ」かつ「恵まれた」環境は、一見豊かで、楽しみに満ちているようであるが、裏返して言えば、欲望をどんどんと肥大させる環境でもあって、じっさい、子どもたちの欲望をくすぐる子ども商品の市場が世の中に溢れています。

モール街の大きなおもちゃ売り場では、ありとあらゆるおもちゃ類やゲーム類が山のように積み上げられ、これに目を惹きつけられた子どもが親に買ってほしいと求め、親もまた子どもを喜ばせようと財布の紐を解きます。子どもを喜ばせる商品は数限りなくあって、一見幸せそうで、しかし同時にそれは我慢する辛さと裏表です。親も子どもの望みをすべてかなえることはできず、ときに拒みもしますし、そうすれば我慢

できない子どもが地団太を踏んで泣き叫び、親にすがって、しつこくせがむ……。そうした光景は、私たちのまえで始終繰り返されています。そこで子どもたちに求められるのは、この与えられた人工世界への適応です。そこには自然を相手にしたときと異なる何かが起こってしまいます。

自然は個々の人間に左右できませんから、そこから与えられるものをただ享受して、それに向かってできることを何とか工夫し、一方でできないことはできないと断念するしかありませんが、人工世界で人間を相手にしたときには、そこから与えられるものを享受しつつも、それを享受できるかどうかは相手との駆け引きで決まってしまう。それだけに自然を前にしたときのような断念が難しいのです。

自然の前の悲しみと人に向ける怒り

問題は、自然世界の適応場面とこの人工世界への適応場面とで異なる情動が引き起こされることです。適応がかなわずうまくいかないことを比喩的に「壁」にぶつかると言いますが、その壁には「自然の壁」と「人間の壁」の二つがあって、それぞれその壁にぶつかったときの情動がまったく対極です。震災で家が潰れ身内を失い、文字通りの「自然の壁」にさらされたとき、人は嘆き悲しむしかありませんが、満たされるべき自分の欲望が目の前の誰かによって封じられ、「人間の壁」にぶつかったとき、そこに湧き上がってくるのは、悲しみではなく怒りです。

自然にぶつかってどうしようもないところで感じる悲しみは、この自然のなかに生まれた人類の宿命であり、言ってみれば人びとの人生の輪郭をかたどる大きな情動です。ところが、その人間が自在に作り出してきたかに見える人工世界がこの世を席卷し、子どもたちの世界を包み込んでしまったとき、自然とのかかわりで人が味わってきた「自ずからなる断念」が身の回りから遠ざけられて、逆に人とのかかわりのなかで味わう「意のままのならなさ」が、怒りのかたちとなって押し出され、そればかりがやたらと身の回りに広がっていくように思えます。

人間が人工世界を広げ、人間にとって少しでも生きやすい環境を作ってきたことは、たしかに素晴らしいことです。しかし、どこまで人工の世界を広げたとしても、自然を抜きには生きられませんし、そもそも人間自身が自然であり、人為を超えた力によってそのなかに生み出されたものです。そのことを引き受けてどのように生きていくのか、その「生きるかたち」をどのように醸成していくのかが、子どもの育ちを考えるうえでの基本。そのことは人工世界がこれほどまでに広がってしまっても、昔と変わらないはずです。

子どもは「もっぱら守られる存在」なのか

もう十年ほど前のことになりますが、「何十年かぶりの豪雪」で、北海道、東北、北陸地域では相当の被害が出たことがありました。雪が積もることなどほとんどない瀬戸内に生まれ育った私には想像が難しいのですが、雪下ろしの作業で転落したり、雪に埋もれたりして人が亡くなるという事故が頻発しました。とりわけ 70 歳、80 歳を超える高齢の人たちの被害が目立ったと言います。そんなニュースを見ながら、「やっ

ぱりおかしいと思うんだよね」と言って、友人とこんな話を交わしたことがあります。

どんなに豪雪の地域でも子どもたちが学校に行けないとなると、それが問題視され、通学路の確保はまず最優先、すぐに除雪車が出る。一日でも休校になると大騒ぎです。なのに、家に残されたお年寄りや、他に手伝いの手もなく、やむなく無理を押しつけて自分でなんとかしようとして、結果的に事故で怪我をしたり、死亡したり……。それくらいだったら、子どもたちが学校を休んで、雪下ろしを手伝えればいいじゃないですか。中高生はもとより、小学生でも高学年になれば体力も十分だし、立派に力になれるはず。子どもだからという理由で、ぬくぬくと守られているだけというのは、どう考えてもおかしい。必要などときには学校なんて休みにすればいいんですよ……。

こんなふうに言うと、いかにも暴論と聞こえるかもしれませんが、しかし、じっさい学校がなかった昔ならば、いまの子どもたちのように「ただただ守られる」というようなことはなかったはずで、何はともあれ、自然の猛威に対しても、子どもなりの力で家の生活を守り、地域の生活を守ったに違いありませんし、そのことを当てにされ、頼りにされていたはずです。そう思うと、いまの子どもたちのありようは、やはり変です。

この一事にかぎらず、人間の歴史を振り返ってみると、20世紀から21世紀初頭にかけてのこの時代は、子どもの育ちにかかわるイメージが、相当に特異なものになっているように思えます。私は歴史研究者ではありませんから、歴史資料に基づいてのことではないのですが、少なくともいまわが国でさかんに交わされている子ども論や発達論を見るにつけ、そのそれぞれが一定の真実を語っているにしても、全体としてはどこかバランスを欠いているとしか思えません。

「子どもは守られなければならない」というのは、もちろん当然のことです。子どもが凶悪な犯罪に巻き込まれたり、親からの虐待で亡くなったり、学校でのいじめを苦に自殺したりするような事態は、できるかぎり防止しなければなりません。しかし、そうして子どもたちをもっぱら守って、そうして学校で「将来を生き抜くために必要な力を身につけさせる」という名目のもと、ひたすら学力向上を求め、子どもたちを学力競争に駆り立てるといった状況が、私たちの回りには広がっています。これでは学校制度という人工世界をやたらと肥大させるだけです。

子どもはおとなより弱い存在として、大きくはおとなから守られなければなりません。同時に、子どももおとなもこの自然世界のなかを当の自然の命の一つとして生きている以上、「子どもに任せる」領域があるはずですし、あるいは「子どもに頼る」ことだって現実にはあってしかるべきです。あるいは子どもに「将来に向けて力を身につける」ことを求めるにしても、その一方で、子どもたちがいま手持ちになっている力で、たっただいまの生活を作り、支えるという側面を看過していいわけはありません。

こんなことを考えながら思い起こすのが、いまから70年前の敗戦直後、人びとの生活がひどく貧しかったそのころ、雪国の子どもが書いた詩です。

雪がコンコン降る。

人間は

その下で暮らしているのです。

(無着成恭『やまびこ学校』岩波文庫、21頁)

この「人間」には、おとなも、そして、もちろん自分たち子どもも含まれています。

*本稿は、『MOKU』2016年3月号(通巻288号)MOKU出版の同題の文章からの転載です。なお「生きる意味を深耕する月刊誌」と題したこの『MOKU』は経営難のために2016年末に廃刊となっています。いまは出版業界にとっても厳しい時代です。

(はまだ・すみお／奈良女子大学名誉教授)

子どもの“人権”をさがして

オンブズパーソン 堀家 由妃代

子どもの最善の利益？

今年度よりオンブズの職を受けることになりました。この組織の事をほとんど知らなかったわたしは、まず事務局でたずねました。「で、要するに何をやるんですか」。すると、浜田代表オンブズがこうおっしゃいました。「簡単にいうと、子どもの最善の利益を第一に、相談業務を行ったり各機関との調整をしたりするところです」。



子どもの最善の利益。いわゆる「子どもの権利条約」などで耳にするようになった言葉ですが、改めて考えてみるとよくわかりません。特に、「利益」という言葉が「子ども」というワードとじっくりこないような気がします。利益というと、なんだかその人にだけ“お得感”があるように思えてしまうからです。特定の子どもがお得になるための手助けをする？ 浜田オンブズの説明があったものの、結局はなんだかわからないまま、わたしのオンブズとしての活動がスタートしました。

ある調査結果から

わたしは、普段は大学で主に教員志望の学生を対象とした授業をしています。テーマの多くは「人権問題」。具体的には、障害のある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭背景に課題を抱える子どもなど、いわゆる「しんどい子ども」をどうするかということを中心にした講義です。子どもの教育をめぐるっては、その問題が複雑化、多様化していると言われますが、こうした講義を行っていて気になるのが、受講する側の学生さんたちの姿勢です。かれらの多くはこのような問題に一定の関心を示し、わたしの講義に真剣に耳を傾け、ノートをとっています。しかし、レポートを書かせたりコメントを求めると、どこか「ひとごと」のようなのです。「これは大変な問題だと思います」「差別は良くないと思います」…そういうながら、自分とは関係のない世界の話であるかのように思っている。「では、どうすればよいと思いますか？」、こうたずねても「なんとかしてあげたいけど、自分はどうしようもできません」「それは…こんな世の中だから仕方がないのではないのでしょうか」「その人が、もっと頑張ればいいのではないのでしょうか」…そんな答えしか返ってきません。

昨年、ある調査結果がテレビやネットニュースなどで取り上げられ、話題になりました。「自力ではどうしようもない貧困の人々を助けることが、国の責任であるかどうか」という問いに対し、「そうは思わない」と考えている人の割合がどれくらいあるかというものです^(*)。50か国近くで同じ質問をしているのですが、イギリスやドイツ、イタリア、スペインなどの国が数パーセントであるのに対し、アメリカは28パーセント、そして日本は38パーセントの人が「そうは思わない」と答えているのだそうです。先の「その人たちがもっと頑張れば」という学生のコメントと同じよう

に、「自己責任」をとこなえる人が多い、あるいは「ひとごと」と捉えている人が多いと考えてよいのではないかと思いますし、これは昨今の「生活保護受給者たたき」の風潮ともシンクロしています。「働けばいいのになまけている」「だらしがないから生活保護」「生活保護のくせに贅沢している」…受給者それぞれが抱えている事情は無視して、受給者一括りで批判が繰り返されています。「不利益な状況に置かれているのはその人の努力が足りないからだ」、もっと言えば「自分の税金を他者のために使われたくない」、そうした考え方のようです。

この調査結果でわたしが考えたことがもう一つあります。「日本にくらす人は、少し楽観的にこのことを捉えているのではないか」ということです。もしこの問いが「自力ではどうしようもない貧困の人々を助けることは、国の政策としても必要だと思う」となっていれば、そこに同意する人の割合はより多くなっていたのではないのでしょうか。貧困が問題であるということはわかっている。けれど、それが国の責任かと問われるとそこに迷いが生じてしまうのではないかと思うのです。もともと福祉国家とはいいがたい日本にくらすわたしたちは、福祉が国の責任であることをつつい忘れてしまいます。貧困問題についても「その人がもう少し頑張れば」と思う人がいるし、貧困状態の渦中にある当事者でさえ、「自分をもっと努力すれば」と後ろめたさを感じたりする。ですから、「国の責任」と言われてしまうと、そこに同意できない人がでてきてもおかしくありません。また、もう一つ考えられること、これがわたしとしては非常に問題だと感じていることなのですが、それは、「わたしたちは人権問題を“思いやり”や“やさしさ”でなんとかかなるかもしれないと思っている」ということです。国としても対策をしてほしいけれども、わたしたちは昔からご近所さん、親戚同士でなんとかやってきた。だから、一人ひとりがやさしさや思いやりを持てば、問題は解決する。人権問題をそんなふうと考えている人が多いように思うのです。結果として、先の調査でも貧困問題を国家の責任とはいいがたいと考える人が多いのではないのでしょうか。しかしながら、はたして人権問題はやさしさや思いやりで解決できるのでしょうか。

“人権” アプリ!?

つい最近知ったことですが、ネット上で人権標語を自動作成してくれるサービスがあります。このようなサービスにどのような需要があるのかよくわからないのですが、非常におもしろいなと思いました。わたしも何度かチャレンジしてみましたが、このアプリのなかでも「やさしさ」「思いやり」「助け合い」などの言葉が頻出しています。ほかには「わたし」「あなた」「こころ」「愛」などが、何度も例文のなかに出てきます。このアプリはおそらく、これまでさまざまところで発表された人権標語を集約し、ふるいにかけて、人権標語としてどのような単語が適切なかをコンピュータが判断し、提供してくれているのだと思うのですが、このサービスを利用してわかったことは、やはり人権が個人の心の持ちようだと思われているということです。もちろん、やさしさや思いやりは人の心のありようとしてとても大切です。これらがなければ、他者と関係を取り結ぶことはとても難しくなるでしょう。しかし、やさしさで貧困をはじめとした人権問題は解決するのでしょうか。

再び「子どもの最善の利益」

「人権」は英語にすると「human rights」であり、複数形となっています。つまり数えられるものだという事です。やさしさや思いやりなど、数えられないあまいなものではなく、「～する権利」という確固たるものが、私たち一人ひとりにあるということです。オンブズパーソンとして週に1回研究協議に参加していると、相談員さんたちが日にいくつものケースを抱え、まさしく「～する権利」を奪われた子どもたちと向き合っていることがわかります。問題の深刻さは計り知れないもので、今日手を打って明日現状が変わるようなものはほとんどありません。しかし、家族問題を抱えている子どもにはねばりづよく家族と交渉を重ね、学校での生きづらさのある子どもにはその悩みに寄り添いながら、受け入れ機関に具体的な提案をしています。中には、本質的な問題が何なのかわからないままに不利益に巻き込まれている子どももいます（そうした子どもの方が多いかもしれません）。そうした子どもには、「どこに滞りがあるのか」を本人たちと少しずつ確認していきながら、自身がどういう明日を創っていきたいのか、その支えとなるべく力を注いでくれています。協議のたびに、相談員さんたちの仕事ぶりにただただ感服してしまいますが、同時に、不利益の渦中にある子どもたちのシビアな状況に言葉を失ってしまいます。そして、その子らの問題から透けて見えることは、それらの問題が個別的であるようで、実は制度やシステムの大きな問題を孕んでいる（その個人が不利益になるようなシステムに絡めとられているというだけでなく、システムとシステムの狭間に個人や家族が落ち込んでしまっている）ということです。

はじめに「子どもの最善の利益」と聞いたとき、わたし自身も子どもの人権をどこか個人的なもの、そして個人の心の持ちようと考えていたのかもしれない。だから、「利益」という言葉にひっかかり、また「子ども」という言葉とのミスマッチを感じたのだと思います。しかし、オンブズの活動に参加させていただくにつれ、「子どもの最善の利益」がわたしなりに少しイメージできるようになってきたように思います。まずは、当たり前のことですが、現在大きな不利益を被っている子どもたちがいるということです。そして、奪われている権利を回復し、その子らが望むくらしを保障すること、それが「利益」であるということです。また、「子ども」はどこかのだれかではあるけれども、同時にすべての子どものことでもあります。今日は A さんの話であるけれども、明日はその問題は B さんの問題となるかもしれない…その子らのいまを少しでも変え、明日につなげる活動にすべてのおとなが関わるべきであり、オンブズの活動はその一助となっていることを日々実感しています。「子どもたちのあたりまえのくらしを取り戻す」——はじめの浜田オンブズの言葉はこうしたことを意味していたのではないかとわたしなりに解釈し、自身もオンブズとして子どものいまに向き合っていけるよう、力を尽くしたいと思っています。

(*) The Pew Global Attitudes Project: 2007 Report (<http://www.pewglobal.org/files/pdf/258.pdf>)
参照。ちなみに、生活保護費を GDP 比で見ると、日本はここ何年来 1%に満たない状態が維持されており、これは OECD 加盟国の中で最低です。

(ほりけ・ゆきよ／佛教大学准教授)

参 考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2016年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成10(1998)年12月22日
川西市条例第24号

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
 - 第2章 オンブズパーソンの設置等(第4条-第9条)
 - 第3章 救済の申立て及び処理等(第5条-第18条)
 - 第4章 補則(第19条-第22条)
- 付 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

- 第2条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。
- 2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。
- 3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

- 第3条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第1条本文に規定する18歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。
- 2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項(以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。)のうち、

本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな(以下「本市内の子ども又はおとな」という。)から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

- 3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第2章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

- 第5条 オンブズパーソンの定数は、3人以上5人以下とする。
- 2 オンブズパーソンのうち1人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。
- 3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次条に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。
- 4 オンブズパーソンの任期は、2年とする。
- 5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して6年を超えて再任されることはできない。
- 6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

- 第6条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。
- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
 - (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護の

ため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であって、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び

救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てを受け、

第11条第1項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第15条から第18条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

- 4 前3項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第14条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、第11条第5項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 オンブズパーソンは、次条から第18条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

- 3 前2項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第16条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第13条の規定による申立人への通知のほか、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第17条 オンブズパーソンは、第15条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、

第15条第1項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から40日以内に、同条第2項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

- 3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第15条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

- 2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第2項の報告及び同条第3項の理由を、公表することができるものとする。

- 3 オンブズパーソンは、前2項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第4章 補 則

(事務局等)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第21条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年3月規則第8号で、同11年3月23日から施行。ただし、同条例第3章の規定は、平成11年6月1日から施行)

2016 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2016 年 12 月 1 日現在

職 名	氏 名	職 業 等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	浜田 寿美男	奈良女子大学名誉教授
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	吉川 法生	弁護士 (大阪弁護士会)
オンブズパーソン	堀家 由妃代	佛教大学准教授
調査相談専門員 (チーフ相談員)	渡邊 充佳	市嘱託職員
調査相談専門員 (相談員)	村上 裕子	市嘱託職員
同	平野 裕子	市嘱託職員
同	船越 愛絵	市嘱託職員
調査相談専門員 (専門員)	生 田 收	元市立中学校長・市教委部長
同	井上 寿美	大阪大谷大学准教授
同	郭 麗月	精神科医
同	勝井 映子	弁護士 (大阪弁護士会)
同	桜井 智恵子	大阪大谷大学教授
同	田中 俊英	(一社)office ドーナツトーク代表
同	田中 文子	(公社)子ども情報研究センター理事
同	羽下 大信	兵庫県臨床心理士会会長
同	宮島 繁成	弁護士 (大阪弁護士会)



※このロゴマークは、「トライやる・ウィーク」においてオンブズパーソン事務局で体験活動した中学生が描いてくれたものです。

子どもオンブズ・レポート 2016

2017（平成29）年3月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
（川西市市民生活部 人権推進室 内）

〒666-8501 川西市中央町 12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 フリーダイヤル：0120-197-505

http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/kdm_onbs/

E-mail：kwex0002@ml.city.kawanishi.hyogo.jp
